

令和元年12月16日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和元年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	太田 雄 君
健康長寿課 長	齊藤 恵美子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩渕 茂樹 君
危機管理監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	櫻井 和也 君
教 育 長	内海 俊行 君
教 育 次 長	児玉 藤子 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年12月16日(月曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議員提案第 2 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 3 議案第 87号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 〳 第 4 議案第 88号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〳 第 5 議案第 89号 松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について
- 〳 第 6 議案第 90号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 〳 第 7 議案第 91号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 8 議案第 92号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 9 議案第 93号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 〳 第 10 議案第 94号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 11 議案第 95号 松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 〳 第 12 議案第 96号 松島町観光施設条例の全部改正について
- 〳 第 13 議案第 97号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について
- 〳 第 14 議案第 98号 指定管理者の指定について
【松島町野外活動センター】
- 〳 第 15 議案第 99号 指定管理者の指定について
【品井沼農村環境改善センター】

- 〓 第16 議案第100号 指定管理者の指定について
【松島駅前駐輪場】
- 〓 第17 議案第101号 指定管理者の指定について
【松島町長松園デイサービスセンター】
- 〓 第18 議案第102号 指定管理者の指定について
【松島町健康館デイサービスセンター】
- 〓 第19 議案第103号 指定管理者の指定について
【垣ノ内集会場、小石浜支館、蛇ヶ崎集会所】
- 〓 第20 議案第104号 指定管理者の指定について
【高城コミュニティセンター】
- 〓 第21 議案第105号 指定管理者の指定について
【本郷ふれあいセンター、反町支館】
- 〓 第22 議案第106号 指定管理者の指定について
【華園集会場】
- 〓 第23 議案第107号 指定管理者の指定について
【左坂支館】
- 〓 第24 議案第108号 指定管理者の指定について
【北小泉・下竹谷コミュニティーセンター】
- 〓 第25 議案第109号 指定管理者の指定について
【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】
- 〓 第26 議案第110号 指定管理者の指定について
【蒲サブセンター、大日向サブセンター、中才サブセンター、萱倉支館】
- 〓 第27 議案第111号 指定管理者の指定について
【上竹谷生活センター】
- 〓 第28 議案第112号 指定管理者の指定について
【小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター】
- 〓 第29 議案第113号 指定管理者の指定について
【根廻支館、後根廻支館】

- 〓 第30 議案第114号 指定管理者の指定について
【初原コミュニティーセンター、上初原支館】
 - 〓 第31 議案第115号 指定管理者の指定について
【桜渡戸分館】
 - 〓 第32 議案第116号 指定管理者の指定について
【三浦墓地】
 - 〓 第33 議案第117号 指定管理者の指定について
【古浦墓地】
 - 〓 第34 議案第118号 指定管理者の指定について
【松島防災センター、三十刈避難所】
 - 〓 第35 議案第119号 指定管理者の指定について
【帰命院避難所】
 - 〓 第36 議案第120号 指定管理者の指定について
【白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所】
 - 〓 第37 議案第121号 指定管理者の指定について
【手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所】
 - 〓 第38 議案第122号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第5号）
 - 〓 第39 議案第123号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 〓 第40 議案第124号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 〓 第41 議案第125号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 削除
- 〓 第43 議案第127号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）
 - 〓 第44 議案第128号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - 〓 第45 議案第129号 令和元年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 〓 第46 議案第130号 工事委託に関する協定の締結について
【東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定】
 - 〓 第47 議案第131号 工事委託に関する変更協定の締結について
【仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事委託に関する協定】

Ⅱ 第48 議案第132号 工事委託に関する変更協定の締結について

【磯崎第二雨水ポンプ場の復興事業及び高城浜雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定】

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、13番色川晴夫議員、1番杉原崇議員を指名します。

日程第2 議員提案第2号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第87号 松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第87号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 再任用ということで、改めて今度制定をされるということになるわけがあります。

まず、条例の4条ですか。この中で「職種の区分に応じて適用する」ということになっているわけですが、職種の区分、1級と2級、これを分けている違いというのはどういうことなのか。わからないので具体的に教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、1級と2級の分けている区分ですが、まず、条例の一番最後の別表第4条関係に1級と2級を分けています。今、想定していますのは、定型的または補助的な業務を行う職務、例えば証明書の発行業務ですとか、簡単な運転業務、あとは簡単な事務補助、それから専門的な知識または技術を要する職務としてはバスの運転業務であったり、保育士でも例えば有資格者だという、そういったものを想定しています。

あと、2級については、例えば保育士でもクラス担任を任されることもあるということで、そういった方やあとは主任の介護士専門員ですとか、保健師さんなどを想定しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それから、第20条ですか。基準月額ということがあるわけですが、日額で報酬を決める場合と時間額で報酬を決める場合、こういうふうにあるんですが、その違いはどこにあるのかですね。そこについても教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 基本的には今、時間額しか想定しておりませんので、給料表のものを参考に書いていますとおり、「162.75で除す」と、これは162.75というのは、その上の2項のところ7.75、要は7時間45分なんですが、これは国に準じる形で21日間として想定して割って時間額を出しなさいということですので、そういったことで計算をしていくということになります。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） それから、9月に本町の職員の関係、人数等についてお聞きをいたしま

した。それで、フルタイムの職員はほぼいないんだと、こういうお話でありましたが、それ以外のパートタイムということになると思いますが、今お話にあったように、1級、2級で時間給も分かれていくということになるとは思うんですが、それぞれ運転業務、保育従事者、幼稚園従事者、小・中学校従事者、介護関係従事者と先ほども若干お話あったんですが、全体で118人ほど9月末時点では臨時の職員の方々がいらっしゃるということでありましたけれども、1級、2級にどのように該当していくのか。その辺わかれば教えてほしいのと、それから、具体的に時給換算で計算をするというお話でありましたけれども、任用職員の1級、2級に振り分けたときに時間当たり幾らの額になるのか、その辺についてもお聞きしたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、人数のほうでしたが、ちょっと級別でまだ人数のほうはちょっと分けていませんでしたので、大変申しわけないんですが、そちらはちょっと現時点ではお答えできませんが、級の時給のほうですけれども、給料表から逆算して時給を出して、1級ですと898円から、号俸は延々とあるんです。145号まであるんですけれども、最後の例えば105号ですと1,450円になってしまうということです。ただ、今想定しますのは、898円ですとか、1,002円ですとか、1,104円、どうしても給料月額のほうから割りますので、端数が生じてしまいます。

それから、2級については1,242円から最後のところに行きますと、1,671円というところまで行きます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） ありがとうございます。

それで、再任用制度始まる前もそうだったんだと思うんですが、より運用が厳格になっていくということで、半年ごとに更新をして、1年までと、こういうことになりますよね。採用がね。1年までですよね。結局ね。そうしますと、例えば保育士さんを考えた場合に、どうなのかなと、1年でその次は再雇用になかなか至らないというふうになった場合に、やっぱり子供たちは人かわるということについては非常に不安を覚えたり、不安定になったりということがやっぱりあるじゃないかなと思うんです。ですから、できれば臨時であっても何でも同じ方が保育業務に携わるということが望ましいのではないかと、そういうふう思うわけですが、実際上はこの運用の方法でいきますと、まず1年までだよと、その次はないと、

半年なりなんなり二、三日おけばいいのか、その辺も具体的にわからないんですが、その辺は町としてどういう対処を考えているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 法令上の事務手続上は最大1日から1年ということですが、間を置かずに翌年度の開始から雇用、雇用というのはあくまでも1年で一旦は切れますけれども、それは任用期間上はそうなりますが、やっぱり業務の性質ですとか、現場の状況を判断して、そこはまた同じ方を採用することは可能ですので、なるべく現場に沿ったような対応をしていくと、どうしても法令上は1年までというふうになっていますから、辞令は1年までしか出せないということで理解していただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） だから、理解できないから聞いているわけですよ。法令上は1年までなんですよね。であってもどういう手法をとるのかわかりませんが、可能だというふうになるとね、私にはちょっと理解しがたいわけね。だから、非常に興味深いところなんです。どうやってそこはクリアするのかというのが、そこのところ教えてくださいと、こういうことなんです。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほど言いましたように、子供さんたちはなれた方がいいということであれば、選考しますので、そういった事情を加味して、選考はすることになるだろうと思います。どうしても会計年度任用職員以外で1年を超えてということになれば、任期職員ですとかというふうになってしまいますので、会計年度任用職員ということであれば、そういったやり方でなるべく業務になれた方を職種によっては継続という言い方はちょっとできませんけれども、引き続き雇用できるようなことで考えていくことが望ましいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 結局継続的雇用になると、今お話あったように任用期間をきちんと設けて任用するとか、正式に採用するとか、そういう方向に行かざるを得なくなると、だから、それをやらないために……、何ていうんですか……、何をやるんですかね。だって1年で終わりだと言っているわけでしょう。だから、1日休ませるわけ。そこがよくわからないんです。専門的であれば、それは許される行為なのかどうかね。そこはどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 日にちはあける必要は制度上全くありませんので、あけずに採用す

ることは可能です。ただ、辞令が1年単位でしか出せないということです。法令上というよりもマニュアルで示されているのは、余りそういったことで長期的になることは本来は想定はしていませんけれども、ただ、そうはいつでも5年までですよとか、7年までですよとか、同じ方を使うのはその7年ですよとか、そういう決まりも現実的にはありませんので、そこは状況に応じて対応できると思っています。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） いま一つ理解できない。結局4月1日から任用して、翌年度の3月31日まで辞令出しましたと、4月1日からまた辞令出すわけでしょう。そうすると、それは継続雇用にあたるのではないかと、だからこそ会計年度の任用の中で1年までですよという規定にしているのではないかと思うんですよ。だから、言っていることと法律の規定とが非常に矛盾して見えるわけね。私は課長が言っているような方向でやってほしいとは思っていますよ。できれば継続して働くのであれば、やっぱり一定の任用期間設けて、正式に働きたいというのであれば、そういう雇用の仕方があっていいのではないかと思います。だけれども、いつまでもそういうことで1年単位で任用を繰り返していくということにはやっぱりならないんだと思うんですよね。何年もならないでしょう。4年も5年もというふうにはね。やっぱりどこかで切らざるを得ないと、やっぱり今の法律上の形からいくとね。そこがこの会計年度任用職員の制度の問題なのではないかなと思うんですが、本来であれば、継続雇用にせざるを得ないのではないかと思うんですが、その辺はどうなんですかね。任用の繰り返しだけでいけるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回は会計年度職員、臨時職員という名目から会計年度職員と、それで今回は法的というか、国の1つの考え方として、会計年度職員というふうになってきたと、このときに正直言って、今言われている現場の人間としてこの会計年度職員としてはいろんな疑問というか、考え方があって、このことについては国とか県のほうに何回もヒアリングで質問も出したりして取り組んでまいりました。ただ、やはりそういう中でも1つのルールといえますか、考え方ということで示されております。まずこの考え方に沿って、まず例えば保育士みたいなのは私もそのような感じでやっぱり何とか子供にとってはそうなんだろうと、ただルール上、そういうふうな指導を受けておりますので、そのルールの中で解釈というか、やり方というか、余りいいことではないかもしれませんが。これは1つのやり方、進め方としていろんなことを、これは県とかなんかいろいろ協議してやっていくわけですけど

も、そういうものをうまくこれからやりながら、そういうことには取り組んでいきたいなというふうに思っております。今回は1つのルールに従って物事の考え方を整理させていただいたということです。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかります。ルールというかね。ルールは法律なので、その法律を解釈普通にしたらばね。ならないと思うけれども、運用の仕方では何とかするんだと、こういうことなんだろうと思います。決してこの条例制定自体が全く後ろ向きのもではなくて、多少は働いている皆さん方の働く条件をよくしていくものだというふうには思うんですが、やっぱりいろいろな矛盾も抱えているので、ぜひ今お話ししたような矛盾もあるわけですから、行政側としてはやっぱり運用というだけではなくて、きちんと働く人たちがいい環境で働ける、そういう条件、この整備をやっぱり求めていくというのがやっぱり行政側の仕事として私は大事なのではないかと、こう思います。ぜひその辺について、こういう意見あるんですよということも県なり国なりにお話しもいただきながら、さらなる働き方改革ですかね、こういうものを進めてもらうということが大事なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 1つの考えで今言われたのが働き方、それから働くことによってそこに例えば保育所であれば子供たちとか、要するにいろいろな側面があるのではないかなと、1つの今回の場合もあるのではないかなと思っています。そういうことで、今言ったように来年度からスタートするわけですがけれども、今後いろんな形で出てくるかと思えます。課題も出てくるかもしれません。そういうことをいろいろと中央と県とか相談を申し上げながら進めていきたいと考えています。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） ちょっともう1つ忘れていました。

それで、来年度以降ですね、これまでとの関係で任用職員になるということで多少は時給がアップするのかなと思うんですが、どのぐらい財政的に影響があるのか。そこだけ最後にお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今のところ約1,700万円弱。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。よろしいですか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） この資料1ページ、この文面、概要こういうのを見ますと、太い枠で囲まれた「非常勤職員が増加している」と、このような人数でね。「今までの任用制度の趣旨にそぐわない運用が見られ、適正な任用が確保されないことから以下の点を改正する」と、このようにうたっているわけで、その（1）特別職とかそういうもので、「特別職の範囲を本来想定する専門的な知識経験に基づき助言調査を行う者に厳格化をする」と、このようにうたっておるわけでありまして。一般職の職員は、職員採用時には守秘義務、それから服務規程当然課せられるわけで、恐らく宣誓しながら採用されると、このように思っております。そこで、この特別職の任用に当たって、同等の義務、職務規程とか当然あるわけですけれども、そういう厳格化ということを目指すのですから、どのような義務、職員と同等の義務だと思ふんですけれども、具体的にどのような義務なんでしょうか。厳格化するということ。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これは服務規律等云々というよりも任用に当たっての厳格化です。本来は、今回地方公務員法が改正されて今まで8種類の区分されていたものが、9つに細分化をされて9つなんですけれども、ある程度この後の議案のところ出てきますけれども、要は今、例えば会計年度に移行しますよとか、私人になりますよとかという説明を13日のときにさせていただきましたけれども、本来は非常勤特別職ではないというところでもう非常勤特別職として採用されている傾向が全国的に多いということで、そういう意味で任用の厳格化ということです。地方公務員法については、特別職には基本的には適用されませんので、あくまでも任用の厳格化ということで理解していただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ちょっと余りよくわからないんですけども、まあ厳格化ということなんでしょうから、今までたんできていたのかなと、こういうことがあるかなと思ふんですね。こういうことをうたうということは、全国的にそういう緩みが出てきたと、そういうことだと思ふんですね。そのぐらい今正規職員と同様に再任用含めて臨時職員が多くなってきていると、非常にそういう時代の中に今突入して、もうこのようにすごく人数ふえてきているわけですよ。そういう中で、今、今野議員言われるように1年契約だよと、そういう中で、じゃあ来年も採用できるのかなというようなことがあるわけですね。それで、今、指摘の中でも6年も7年もずっと採用されている方もいらっしゃるかもしれません。でも1年で終わりだよというようなことがあるわけですので、そのようなことで厳格化、その採用基

準、再任するのか、再任されないのか、これはどのような基準、それから課の中で皆さんと相談しながら、課長が相談しながら、最終的には町長が決定するわけですがけれども、その辺の基準というのはどのようにして決めるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 基本的には面接でこれまでの経験ですとか、そういったものを加味して、基本的には面接で選考させていただいているということです。大体は各課の課長さんですとか、班長さんが面接をして、点数化をして、それを最終的に報告をして決定していくという流れになっています。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういう点数化すると、あくまでも公平でなければならないと、そういう点数化ですからね。当然そういうふうになっていると思うんですけれども、結局人間対人間の仕事、そうすると、冷静な判断もできない部分も出てくると、そうすると、好き嫌いも出てくると、個人的な裁量が出てくると、そういうことはございませんか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ないというふうに思っています。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 当然そう答弁になるでしょうね。そういうことを期待しながらやっていただければ、これは町民の皆さんが職員として入るわけですから、町民の皆さんがああよかったなと、すばらしいなと思うような人にぜひ、厳格化ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、「臨時的任用で専門の能力を実証を行わずに職員として採用していた」と、「これを見直し常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化する」と、このようにうたっているわけですね。そこで常勤職員と同じ能力を持った方、または近い方が採用になるということで、専門的職員を持った人、今言われる保育所はもちろんそうでしょう。でもこの課の中にいる中でももちろん専門知識を持った方が採用されるわけですがけれども、そこが本当に専門的な分野に入っているのかどうか。そういう中ではどうなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ここでいう臨時的任用と私たちが一般に言っている臨時職員とはまた別になります。私たちが言っている通常臨時職員、臨時職員さんと言っているものは、一般職の非常勤になります。ここでいう臨時的任用職員というのは、常勤の職員と同じように

週5日38時間45分を例えば半年なり、あるいは7カ月なり、最大1年まで延長できるんですけども、そういう形で正規の職員と、常勤職員と同じ採用することができるということで、私たちが通常使っている臨時職員とは全く別の任用です。現段階では臨時的任用を使って採用したというのは松島町では私が知る限りはおりません。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） こうやって厳格化して有能な方を採用するというようなことは当然なんですけれども、このように119名でしたか、パート、臨時職員ですか。こういうふうに多くなってきましたね。そうすると、その中にはやっぱり職員ふやせばいいというものではなんですけれども、そうでなくても今ふえていますから、そういう中でやっぱりこれは見どころあるなど、すごい能力を持っているなというようなことの正職員の特別の登用ということは、そういうことは当然そういう規定はないわけでしょうね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ありません。逆に会計年度任用職員であったことを考慮して常勤職員として採用することを禁じている条文が逆にございますので、そういったことはちょっとできないということになります。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第87号松島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第88号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第88号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法

律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第88号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第89号 松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第89号松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） この予防接種なんですけれども、かつて子宮がんの予防接種でも非常に問題になったというようなことで大きく報道されている事例があるわけですね。いろんなタミフルもそう。いろんなことで注射しながら副作用出てきたというようなことがあって、そういう予防接種、この委員会設置はいいと思うんですよ。当然ね。その中で万が一、被害があって、接種対象者、仮に私がこういう副作用があったとか、そういうふうにして、被害と言ったらおかしいですけども、そういう人がいないとも限らない。そういうことで、その後どういうふうにしたらいいかわからない。どこにどうやったらいいか。そういう中でその対応ですね。そういう対応するとき予防接種するときですね。1つとしてこのような副作用何もなければいいんですよ。接種してからこのような症状があらわれた、あらわれるかもしれないよと、よく私たち病院へ行くといろんなことで書いていますよね。そういうよう

な対象者にチラシですかね。そういうことは皆さんやっているのでしょうかね。そういうことをやっていけば安心してこういう場合はじゃあ松島に問い合わせればいいのか、そういうふうになると思うんですけども、どのようなことを行っているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 大抵町が取り決めて行います予防接種につきましては、予診票と一緒に手引きというものをお渡しし、どういった作用のどういった目的で行う予防接種なのか、またどういった副作用があるのかというような症状などを示した説明書き、チラシのようなものを同封したものを1冊の予防接種手帳というものでお渡ししております。また、予防接種によっては接種後30分間は病院のほうで待機して、副反応ですとか、そういったショック症状とかがないかというようなことを医療機関が注意深く見てくださいます。また、予防接種が終わった後について、何か心配な症状が出た場合には速やかに接種していただいた医療機関のほうにご相談いただくように健診などで呼びかけております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そのようにしていただければいいと思うんですけども、そういう中でかつてそのようにして副作用とか、そういう問い合わせとか、そういうことは結構数多くあるのでしょうかね。ないのでしょうかね。どうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 予防接種を受けますと、大抵心配なことがあったときには医療機関のほうにご相談していただくことが多いようですが、直接保健福祉センターの保健師のほうにご心配な症状があったときにはお問い合わせをいただくことがあります。そういった場合には、腕の腫れですとか、温熱ですとか、通常起こり得る副反応の範囲内でのご相談の内容がほとんどとなっております。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっと教えていただきたいんですが、大分前につくっている自治体もあるようなんですが、今何でこの松島町で今の時期になったのかと、例えば何かそういう事例があったのかどうかということをお伺いします。

もう1点は、3条、委員会、5人いないということで、ここにお医者さんと県職員、学識経験者、松島町職員と、4つ並んでおりますけれども、5人目はどこから選ぶのかなということで教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） どうして今なのかということなのですが、まずは町のほうで附属機関の見直しを行うということが今回ございましたので、こういったときに予防接種事故対策委員会として今まで要綱で定めておいたものを条例で定めさせていただいて、町の附属機関としてきちんとした形で整理したく設置するため上程させていただきました。

また、2点目のご質問では、組織、5人以内で組織するということが3条でうたわれておりますものにつきましては、こういった事例ですとほとんどが医学的な見地からの意見を取りまとめるものになりますことから、また障害ですとか、死亡事例が万が一あった場合には専門的な弁護士ですとか、そういった学識を持つ方の意見が多いところから3番目に学識経験者として入れさせていただきまして、ほとんどは医師かそういった専門的な知識を持った方を想定しております。また、県の職員としては塩釜保健所の職員を実際のところは想定しております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第89号松島町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私のほうからまず第1点目なのですが、いただいた議案書のページでいうと、資料のほうの2ページになりますが、鳥獣被害対策実施隊というところで旧と新旧対照表で載っているわけなんですけれども、大幅に年額に差が生じているわけなんですけれども、この捉え方というのはどういった、いわゆる算出根拠的にですね、なさってこのような数字の違いになっているのか、まず1点お答えいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 少々お待ちください。

暫時休憩といたします。ちょっと確認事項ありましたので、時間は追って連絡します。

午前10時38分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

答弁をお願いします。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ただいま赤間議員からの質問に対しまして、今、暫時時間をいただきまして中で確認をさせていただきました。そして、記載ミスということで、ちょっと間違いでありましたので、この条例については1回取り下げをさせていただければと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） それで取り下げたのは再提出ですか。この期間中にということと理解していいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 大変申しわけございませんでした。1回取り下げをさせていただいて、またあと議会と相談をさせていただいて、議運とかなんかありますので、議長初め相談させていただいて、再提案という形をとらせていただければと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 撤回する前に確認です。条例に関する説明資料で別表の非常勤特別職、一番下段の丸の一番下になりますけれども、行政区長、公民館長、交通安全指導員、滞納整理員というか、載っているわけなんですけれども、これ私人という形で載っているわけなんですけれども、この方々の報酬の扱いについては、今回除いていますよね。除かれてこの条例の改正上は新しくなった場合にはどうなるんですか。その辺の扱いはどういうふう捉え

ていますか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） よろしいでしょうか。非常勤特別職としてはなじまないということで、国のほうから最終的な回答が来ています。この中で明確な回答が来ているのは行政区長と、それから交通指導員についてはするのであれば会計年度任用職員、ただ、職務の性質上、なかなかなじまないということで私どものほうではこういった形でどちらにも属さない職員、いわゆる私人として扱うことにいたしました。非常勤特別職ではありませんので、報酬としてではなくて報償費という形で今後は体制的には維持をしながらお支払いをしていくことで一応考えておりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 12月13日付で町長から提出されました議案第90号について、ただいま撤回したい旨の申し出がありました。

議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例については、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることを決定いたしました。

追加日程第1 議案第90号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての撤回について

○議長（阿部幸夫君） 追加日程第1、議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

議案第90号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正する条例について撤回の件については、これを許可することに決定をいたしました。

日程第7 議案第91号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） それでは、日程第7、議案第91号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第91号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第92号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第92号職員の給与に関する条例の一部改正

については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第93号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） この条例の中の文面見ますと、月に2,000円を廃止するというので、税務課12名を対象というような説明があったわけですが、この文面の中に「現在では著しく特殊な業務ではないなどの社会環境の変化」と、こううたっております。そういう中で、説明の中では今この手当を出しているのが35町村自治体の中で6自治体だけだというような説明がありました。私がこの質問に当たって特に税務というようなことでありますので、今非常に滞納が依然として多いということで、特別滞納整理班、これは特別な対応をしているのではないかなと思うんですよ。非常に嫌な仕事、各家庭に訪問しながら事情いろいろある、その中で、その対応を納税者としなければならない。これはほかの課の職員とは違うわけですね。そういう中で、やっぱり著しい、その職務の中に1つ入るのではないかなと私は思うんですよ。こういう嫌なこと。だから、外部の人においでいただいて、専門的な知識を持った人にやっていただいている部分が大なんですけれども、こういう中で6自治体のみだから松島は廃止しますよというようなことはどうなのかなと。この税の収納率を上げるためにはやっぱりこういう人の力が私は必要ではないかなと、こう思っておりますけれども、いかがなんでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ただ、やっぱり20年、30年前と比べれば、大分口座振替ですとか、支払いの形態も変わって、これは今回私のほうで出したのは、税務手当だけですけれども、中にはこういった特殊勤務手当そのものを全廃している自治体もありますので、そうした中で考えたときには、これが本当に松島町だけに限って言えることだけなのかということを考えてときに、それはちょっと言えないのではないかなと思います。

各それぞれの自治体でやっぱり滞納整理というのはありますので、松島町だけに限って特殊ということもなかなか言いにくいのではないかと考えております。そういった内容で職員のほうにも話をして理解を得て、今回提案させていただいたということです。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今言われることは昔とは違って収納方法が多岐にわたっているよと、収納も便利になっているよと、役場に来なくたってコンビニやなんかに行けば本当に手軽にできるというようなこと、今言われていることはそうなんですけれどもね。そういう中で、やっぱり私ね、職員の理解が得られたとおっしゃいますけれども、やっぱりわずかな金額かもしれない。こういう。しかし、今までこういうふうにしてずっと長年やっていて、自分のやっていることのやっぱり嫌なことなだけども、実績、こういうものもやっぱりやっている本人はですね、何ていうんですかね、プライド持ってやっていると思うんですよ。仕事、人ごとに。そういうことのね、やれば、やっぱり士気の低下につながってくるのではないかなと思うんです。私。滞納整理室を廃止するわけではないでしょう。そういう中で、私は滞納整理室のこと特に言うんですけれども、本当に大変だと思うんです。私。そういう中でやっぱりこういうことは世の中そうだったからやっぱり廃止しますよというようなことはやっぱりいかなものかと、職員の意識なんですよ。それを妨げてはいけないと、このように思っで私質問しているんですけれどもね。いかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これは、うちの場合、今残っているところは、やはり例えば実際に外に出たごとに例えば手当の額を出すとか、いろいろやっている内容も違うんですけれども、松島町の場合ほとんどもそこに配属された職員について手当が支給されているということで、実態とやや乖離してくる部分もあるかなと思います。確かに6つしかないからということはありませんけれども、現実的に全国的にそういった流れになっている中で、しかも国のほうからも特殊勤務手当については真に危険であるとか、著しく不快であるとか、そういった勤務に限定して支給するよという指導も受けていますので、基本的には廃止していく方向で全国的にも動いていますので、特別な今回の対応だとは考えていませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 著しく危険だと、以前ですね、私も議員20年やって、おかげさまで20年なんですけれども、その中にはかつて危険なところに行って徴収しなければいけないと、模様あるよなところに行って、徴収しなければならぬ、この苦悩。今、そういう危険なところというのはあるんですかね。ないんですか。そういうところの徴収。昔はあったんですよ。どうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 色川議員の質問ですけれども、今のところ私把握している限りは危険なところの徴収ということは、職員のほうから私のほうに相談とか、そういうことは一切ありませんので、そういうところはないのかなということで理解しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） いいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第93号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（阿部幸夫君） ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第10 議案第94号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第94号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第94号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第95号 松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第95号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第95号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第96号 松島町観光施設条例の全部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第96号松島町観光施設条例の全部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

「松島町の歴史文化の発展及び観光の振興により寄与する」という命題のもと、今回大幅な条例の全部改正になっていますが、それで、松島の目玉であるこの観瀾亭及び福浦橋ですか。なぜ今このときに指定管理なのか、まず伺いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 6月の全員協議会でもご説明させていただいたところもございますが、まずは観瀾亭特別会計の財政の運営の状況、そして、今いる人員での対応を考えると民間にお任せしたほうがよりよく観瀾亭のほうを活用していただけるのではないかと、その趣旨に基づき条例改正につきましては、指定管理を導入できるような条例改正を今回提案させていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 今、働かれています方の視点に立ったときに、仮にこの条例というか、指定管理になった場合の今の臨職等で働かれています方の雇用形態はどのようになるのか伺います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 引き続き指定管理をお受けするだろう受注者の方に運営のほうを熟知している今までの職員を継続して雇用していただけるよう申し入れをしていきたいと考えております。また、臨時職員の皆様につきましては、大変対応につきまして評判がよく、そのことも周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） きのうたまたまその方から私聞かれて、ちょうどいいタイミングで議案出ているという話したんですね。そこから先の話はきのう時間なかったので話はしなかったんですけども、多分その方ももう五、六年働かれていますのかな、だから事情にも精通しているし、すごく真剣な姿も私見ているので、ぜひ今課長言われたような方向性で必ず担保できるように、その辺も含めてお願いをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今回の改正なんですけど、基本的に私の考えとしてはお金にかえられない貴重な遺産でないですか、松島のこの重要文化財であります観瀾亭等につきましては。そしてこの貴重な財産というのは、豊臣家から伊達家にもらい受け、そして移築されて延々とこ

の松島に築かれて松島の迎賓館的存在だと私は思っております。このような貴重な財産を第三者の方に移管をして財政のためだけに私は管理者制度にしてこれを移管するのはいかなものかと、このように思うんですが、この貴重な財産ということについての文化財との協議、そして町としての、この貴重な町の財産をどう考えているのかお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島町観瀾亭につきましては、この観瀾亭の建物自体当時調書を見ますと、ほかの民間に売却されようとした経緯のところ、当時の町長が伊達家ゆかりの建物だということで、とどめ、町が引き受けたという経緯も存じております。町史からだけではありますけれども、それを踏まえますと、松島町としてはとてもシンボリックなほかの対外的にも大切な、先ほど議員おっしゃったとおり迎賓館的な役割を担っていただいている施設というふうにも認識しております。また、財政運営的な話もさせていただきましたが、民間に任せただけの場合、財政運営上、加えてこれも6月の全員協議会で話をさせていただいたとおり、よりよく、効率的よく施設を運営していただけるのではないかと、また観瀾亭に博物館もあります。伊達家ゆかりの建物ということも加え、その歴史的背景を知っていただいている地元の事業者様のほうで運営していただけるのではないかとということも踏まえまして、今回条例改正のほうを提案させていただいているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 私は何度も言うようではありますが、やっぱり今回町の6月に提案されて全協の中で説明を受けたわけでありまして。その中でメリット・デメリットということで、その面も十分に説明を受けたところでもあります。しかしながら、やっぱりこの松島の貴重な財産であるこの観瀾亭等について、文化財との協議はされたのですか。その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 観瀾亭は本当に議員おっしゃるとおり、県の指定文化財にもなっております。やっぱりそういった文化財を指定管理できるのかどうかというのは、まず県の文化財保護課にも相談し、実例があるということも確認し進めてまいりました。例えばで申しますと、白石市の武家屋敷の旧小関家につきましては、県の文化財指定でございますけれども、白石市のほうは今第三セクターですかね、いわゆる町観光協会のほうに指定管理をし、運営をしていただいているという実績を踏まえ今回提案させていただいたところでした。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 他町村にはあろうかと思いますが、松島は松島らしい運営が必要なのではないでしょうか。私は特に我が町はこの福浦橋、そして観瀾亭等は特別会計をもって運営されているわけでありまして。人件費だけを見ますと、これに財政面だけで見ますと、観瀾亭等の収入によって人件費が計上されて赤字になるよというふうな600万以上のものが出るよというふうに今回の説明にあるわけでありまして、これの会計を福浦橋の会計とこれを一緒にしてやる方法はないのですか。そうすれば、この人件費等については、もし観瀾亭が2分の1、それから福浦橋が2分の1というふうな方法の取り扱いはできないんですか。この辺を含めて十分に検討した上でやっているのかどうか。そして私は一番やっぱり松島の顔となる重要文化財は町が大切に保存するべきであると、これがなしでは松島の顔にはならないと私は思っています。松島には瑞巖寺があって、そして観瀾亭等は松島町がやっている。他町村でやっているからやるんだというものではなくて、松島は松島らしいやっぱり観光運営をすべきであると思っております。その辺についてお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今までの経緯を踏まえますと、観瀾亭特別会計のほうのいわゆる財政調整基金、財布は1本になっておりました。それですので、観瀾亭等特別会計のほうでいわゆる観瀾亭費で赤になっている部分は、実を申しますと福浦橋で上がった黒字になった部分で賄われていたのが実情ですので、それは議員おっしゃるとおりのことで運営をなされてきたと認識しています。今度切り離して考えて指定管理に出していくと考えていました。その場合は、今回料金のほうも値上げのほうを提案させていただいております。それをプラス、それでも収支が追いつかない部分があるんですが、現在入館していただきました、また抹茶等を楽しんでいただきました、それを超える運営ができればこの赤字以上のもの、かえって黒字になるのではないかとということ踏まえて指定管理のほうもしていきたいということでの条例改正を提案させていただいているところであります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そこまで分析しているなら何で町でできないんですか。メリット・デメリット、これだけ分析しているのはすばらしいんじゃないですか。松島町で。指定管理者の導入という方向性等について、これぐらい松島の職員の方が優秀な方がいて、分析しているのに何で町でできないんですか。そこですよ。だったらひどいから人件費の分は赤字になるからということで、厳しい面だけを民間に任せればいいんだという、そういう問題じゃない

んじゃないですか。これだけ分析しているんですから、町としてきちんと方向性を定めるべきじゃないですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、片山議員から人件費等々で質疑応答されていますけれども、この観瀾亭と福浦橋については、今いるスタッフについてはすばらしいスタッフの方々が観瀾亭においては特にいろんな方々に、誰が来ても対応できて、説明もし、対応もできるようになっています。ただ、これがこれから3年、5年たっていった場合にどうなのかといった先を考えたときに実はこの案件が出てきまして、私のほうから観瀾亭等に関しては今後の運営についてということで、それで6月3日に議会の全協にかけたということでありまして。それから、議会のほうからいろんなご意見を賜って、今回提案するまでに何回となく庁舎内で議論をさせていただきました。これについては、あそこの観瀾亭及び明月庵、博物館等についてのあの伊達家ゆかりの地があるところに関して、誰がどういったふうに今後携わって言ったほうが今後あそこの維持保全を考えた場合にいいのかということを経験させていただいて、やはり本当は宗教面もいろいろあるので、そういったことは申し上げられないかもしれませんが、伊達家ゆかりにある関係に深い方々があそこに関与することが将来的には好ましいだろうと、学芸員についてもそういった方々が今後そういったところにきちっと配置されて、そしてあそこの維持管理をされていくことが今後望ましいだろうということで今回の提案に至ったと、ですから、町のほうからじゃあ来年からすぐ指定管理にしたから町はもう関係ないのかと、そういうことではなくて、町は町としてきちっと何年になるかわかりませんが、職員を関係させて、観瀾亭がきちっと前へ進むように町としても最大限努力しますし、それから福浦橋については、いずれ橋の維持管理費が出てくると思いますので、福浦橋は福浦橋としてきちっと会計をつくって、やっていきたいと、それから福浦橋のカフェベイについても実は県のほうにカフェベイを町が買うということもできるのかどうかということも打診しておりますけれども、これは県の財産でありますから、すぐに町のほうにとすることはありませぬので、これは年間の使用料で当面いくのか、最終的に県のほうから譲り受けるのか、そういったことは今後検討することの課題とされておりますけれども、そういったことできちっとあそこの収入についてはあそこの維持管理にきちっと充てていきたいと思っております。ですから、そういったことで今回分けて物事を考えたということでありまして、指定管理するから必ずしもマイナス思考にいくんじゃないでなくて、私とすればあそこの伊達家ゆかりの地はプラス思考にいくんだということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

思います。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今ね、観瀾亭と福浦橋を別会計にするということですが、今回の説明の中では観瀾亭等の収入は通行料の収入等については町の収入、そして売店の売り上げ等についてはそこに任せた管理者に収入というふうになっているわけですね。そのような方向で説明を受けたわけでありますが、そうするのであれば、1つの特別会計じゃないんですか。何でもこういうふうにして、それからの費用を観瀾亭のほうに費用に3年間先だと言いますが、今基金もある、ただし、将来的には福浦橋のかけかえというのが大きな問題だろうと思うんですが、そんな中で私、観瀾亭にもちょっと行って見ましたけれども、昔はあそこで販売している商品なんかについてももっと職員の人がかちゃんと説明をして、遺訓なんかはもっと販売していたんじゃないんですかね。今、行ってみると遺訓はケースの中に入って販売はしていないと、そして説明もしていない。これで売り上げ下がったと当然のことだろうなと私は思っているわけです。こういうことなんかもきちんと対応していったならば、もっともつとあそこの収入はふえるんじゃないんですかね。そして今、町長が言ったように、当面の間は職員の配置も考えていきたいというふうなことを言っていますけれども、何も指定管理者にして職員をそこに送る必要はないだろうと私は思うんですが、それから見ればまだこの管理者にするのは時期尚早ではないのかと、私は思うわけであります。

そして、福浦橋のところのあそこもちょっと調べてみました。そうしたら、あそこの職員等については、今臨時の職員の方が働いて、そして観瀾亭でフルタイムで働いている方が何名かとその時間帯に調整をしながら曜日ごとに臨時職員の方が働いているというような状況にあるわけであります。しかしながら、あそこの売り上げ下がったのはどういう要因なんですかと私確認してみました。確認というか、調べてみました。そうしたら、通行に対しての職員は、券売機のところできちんと説明をして優しい説明をしていました。「ここで買ってくださいよ」そして帰ってくると「ご苦労さまでした」と、本当に親切な対応をしておりました。しかしながら、そこの職員が少ないんですよ。ですから、売店まではきちんとした対応はできないので、売り上げが下がっているのではないかというような話も聞いてきているわけであります。ですから、その辺を含めてこれから町としての財政だけの問題ではなくて、私は今回の指定管理者の導入については時期尚早だと、そのように思いますので、その辺の考えをどう最終的に考えるかはあとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 観瀾亭の運営と福浦橋の運営と1つの観瀾亭等特別会計のほうで今回提案したのにあわせて継続はしていく予定ではあるんですけども、いずれ観瀾亭等につきましても福浦橋のように自主収入で運営できるというのが最終的な目標でもございます。それを踏まえまして、今いる職員プラス民間の運営ですね。伊達家ゆかりの建物をしっかりと運営していくというようなノウハウを持ってすれば必ず今まで以上な財政面ではない、より運営がなされるのではないかとこのように理解しておりますので、今回提案させていただきました。カフェベイランドにつきましても、確かに人員の配置が少ないので、これは前回9月定例会の副議長からもご指摘あったんですけども、せっかく通行している方多いのに物が提供できないという状況どう改善していくのか、その改善するためにも今回は観瀾亭等特別会計の補正予算のほうで業務委託というのを考え提案させていただいているところでございます。あわせて指定管理のほうにつきましても、時期は今、持って進めていって、そして5年後どういった運営になるかというのは、私たち町のほうも関与しながらよりよい運営になるように努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願えればと思います。以上です。（「議長」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） ちょっとお待ちください。傍聴の申し出がありましたので、お知らせします。塩竈市松田佐世子さんでございます。では、5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 今いろいろ質疑を聞いていまして、やはり私も議事運営ということで議員各位のご意見を聞きたいと思っております。それで自由討議の時間を設けていただきたいと思っております。取り計らいをお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） ただいま高橋利典議員から動議として自由討議をしたいという形で、ただいまの動議に対して賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（阿部幸夫君） 動議は成立しました。

自由討議の動議を採決します。

この動議に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（阿部幸夫君） 挙手多数です。

自由討議のため、ここで暫時休憩をとりたいと思っております。休憩に入ります。

午前11時30分 休憩

午前11時33分 自由討議

○議長（阿部幸夫君） 傍聴者が1人おりますけれども、これは議長の許可で許可したいと思います。

それでは、自由討議に入ります。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 皆様のご意見ということなので、一人一人ちょっとお尋ねしていければいいのかなと思っております。なおさら私にしてみれば、片山議員も先ほど言っていましたけれども、やはり人件費、最たる問題は人件費のあれだと思うんですよ。そうすると、やっぱり文化財という1つの松島の核となるものが、そういった指定管理の中で運営されるということの心配さというのがあるわけですね。条例はどうつくるであれ、運営してみれば運営そのものを指定管理者にお任せするわけですから、やはり松島としての財産、そういうものを1つ大切にしていくためには直接町が管理をしていくというのがベストだと思っております。この条例に対して今のところは反対の方向でいきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） では、お一人ずつ聞きますので、9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） 今、高橋利典議員がおっしゃったように、ああいう町にとって、国にとっても重要な文化財を一般に任せるなんていう考え方、町長部局が言い始めたら職員の認識、意識もどんどん変わっていくんじゃないかなと、松島にとってあの観瀾亭は本当に大事な文化財、一番の松島の玄関口というか、観光客の方々にもあそこでお茶会、お茶を飲んでいただきながらあの景色を見ていただく、このことを他人任せにしてしまうような考え方には私は絶対反対です。ですから、議員の方々も今回この問題については、議員としてのみんなの意見を町長部局にぶつけていただいて、ぜひ反対してほしいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 自由討議ですから、どうぞ挙手してお願いします。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちょっと前段記憶が薄い、なぜかなと思ったら、6月3日に全員協議会やっている。ちょっと私が欠席しておったんですね。それで、皆様の話を聞いていると、確かに財産の置かれた松島町としての重要な財産だということも十分認識している中で、どうも行政側の安易な方向性というか、選択肢がですよ。指定管理等にいけばある程度は人件費も削減できてとか、そういったことでの狙いだとするならば、これはちょっと大変な話なんだなというふうに、この後、指定管理関係全部出てくるわけですがけれども、思えてならない部分があります。ただ、この後さらに特別会計での債務負担行為の2,700万円でしたか、あの中身も全然見せられていない。答弁として町長が言われて、ゆかりの方々が後継的に指定管理を受けるような話をされるけれども、私も全然それ多分聞いているのかな。皆さん聞いて

いるのかな。中身が、わかっておられる。これだって指定管理というのは、3年間とか5年間の期限ですからね。それ延々と続くわけとは言えない、クエスチョンのある部分なんですよ。そういったことをお話されてもどうだろうかと、これでいいのかな、こういう財産に対してはというふうに思えてならないので、きょうは保留するか、反対の方向なんだろうなと思いつながりながら臨んでいましたからですけれども、全容が見えていないんです。私自身が。だからちょっと困るなとは思っているんですよ。私の気持ちとしてはそんなところですが、自由討議ですからこのぐらいにしておきます。

○議長（阿部幸夫君） ほかにいらっしゃいますか。今野章議員。

○8番（今野 章君） 自由討議ということなので、自分の意見を言うことも言わないことも含めて自由なんだろうなと思って、無理やりの指名ということで大変だなと思います。

皆さんがおっしゃっている中身は非常に大切なことなんだろうなというふうに私も思います。とりわけ私は指定管理そのものについて、何でもかんでも指定管理にすること自体に余り肯定的な立場では今までも来なかった人間ですから、よく考えて行われるべきものだというふうに思っています。

ただ、今回提案されている条例というのは、いわゆる施設を指定管理するための議案ではなくて、そこに向けて条例を整備する条例だと、こういうことでもありますので、その辺をどう判断されるのかということとは1つあるのかなと思っています。指定管理に反対だということであれば、具体的に指定管理の議案が出た時点でお話しするというのも1つの手なのかなというふうに思いますし、また、この条例案そのものが、議案そのものがやはり問題があるというのであれば継続的な審査に付することも議会としては可能なのかなと、その場合には委員会に付託するなり、特別委員会を構成するなりして、そういう審査をしていくということも可能なのかなと思いますので、その辺についてむしろ議論をされたほうがいいのではないかなと、改めて指定管理の議案が出てきたときにどうしてもということであれば、それこそ特別委員会でもつくって議論するというのもあると思いますし、その辺ちょっと分けて考えなくてはならないところもあるのかなと今お話聞きながら思っておりました。皆さんのご意見を聞きながら私なりに判断をしていきたいと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 皆さんにお聞きしますので、7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 私も大変難しい問題かなと思います。ただ、ここで、この条例の全部改正につきましては、1つは指定管理者制度の導入を考える、あるいは施設管理の明確化、料金の見直し等ですね。そういうもの考える場なのであります。私も今野委員と同じように

指定管理者制度、これがだめだと私も言えないような気もするんです。それを言えば、これまでずっとこの町のいろんな施設を指定管理者制度やってきたわけでございまして、それを何かある程度否定するようなものにはならないのかなと思ったりもするんですよ。だから、その辺非常に難しい問題かなと思うんです。

また、指定管理者制度、この場合に導入する場合ですね。先ほど出ました、町長からも出ました町から職員の方が携わらないということでもないよと、ですから学芸員の方を常時行っていて、拝観される方とか、そういう方にその方々の説明等をしていただければ非常によりよいものになるのではないかなと思うわけでございます。今のところ、どっちというのはまだ、ちょっと今の時点では判断しかねます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 私も地元の人間として観瀾亭の指定管理に関しては大反対であります。

それで、もう1つ、観瀾亭と福浦橋を特別会計で一緒にしているわけなんですけれども、これを分けるべきではないのかなと、それでかつ両方独立採算にして、観瀾亭のほうは赤字なわけなんですけれども、町の貴重な財産ですから、赤字覚悟できちんと町で責任を持って運営していくべきではないかなと、それで、かつ料金体系等々を考慮して、なるべく赤字を少なくする方向でやっていくべきではないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 1番……（「それ」の声あり）、3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 一旦この議案を否決をして、今後もっとじっくり議会でさっき出ましたけれども、委員会付託なりをして、時間をかけて考えたほうがいいのではないかなと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。6月に出たときと今回この週末も改めて町の若い方々とちょっと話を、こういうのあるんだ、どう思うということで話をしたんです。6月も今回も。現状、観瀾亭の運営というか、余り収益も上がらない状況というのは、売り物も何かほこりをかぶったものを売っていたり、あと、中の方々のおもてなしという部分もちょっと厳しいという意見もありまして、そういう面を考えると民間にお願いするのも1つの手だけれども、重要な施設なので、すごい難しいという話にはなったんです。結論は出ていなくて、福浦橋だけ別に分けて考えて、福浦橋、それも福浦橋はもう町で行って、そこのベイランドだけ民間に貸すとか、あそこも大したものはっきり言って売っていない状況で、私もお店関係でちょっと何回かあったんですけれども、やっぱり余り購買意欲が沸かないというかという店舗

なので、だったらそこだけ違うところに民間に貸して、橋は町の収入にするというのもどうかかと個人的には思うんです。

ただ、今回のに関しては、指定管理をどこにするとかという話ではなくて、あくまでも条例として指定管理というのを条例で決めておいて、そこからどういうふうに判断するか議論を、この条例を含めて議論をしていく場だと思っているので、今回否決してもここに指定管理者を乗っけてあらゆる可能性を今後議論していったほうがいいのかと、ただ、観瀾亭は重要な施設なので、変な会社に運営されても困るし、ただ、そういった先ほど話したんですけれども、いろんな可能性を探るための条例なのかと、なので、私は個人的には消極的な賛成でいこうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 1番議員が言ったんですけれどもね。今、観瀾亭をと、そしてまた福浦橋を別会計ということではありますが、今、福浦橋等については県の所有なんですよ。それを又貸しするということはできないんですよ。ですから、今、杉原君が言ったようにそこを別な方に貸してあそこの運営させる、これはできないんです。ですから、その辺を含めて私は十分に考えるべきである。そして、過去に、（「ベイランド」の声あり）ベイランド、そうです。福浦橋のところにあるベイランドがあるんです。あれは県の建物なんですよ。ですから、それを県から借りてやって運営しているのに、それを又貸しすることはできない。ですから管理者制度にしていきたいということなんでしょうけれども、だけれども、今、過去にですよ、福浦橋の通行料金の収入とそれから観瀾亭等の収入なんです、それを合算して特別会計にしているわけなんです。そんな中で、そこに携わる担当課職員等については同じ人なんですよ。上に立っていた方が。それで、その歳入をどうしようかと、歳出を、ということで、どちらも見ているんだから2分の1ずつ出してそれをカバーしたらいいのではないかと、そういう時期もあったんですよ。過去に。ですから、私は今回のこの条例を制定して、4月1日から施行する。そして事前に協議してもいいというふうにこれにうたっているわけでしょう。もうすぐこれが可決したらすぐもう話し合いに入っていくというふうな条件が出ているわけですよ。それを今、今回上程されているということですから、この辺については、だったら管理者に町のほうが負担しないのか、ある一定の金額は、ここに、管理者に対して運営費を負担していくわけでしょう。それプラス入館、あそこに観瀾亭に入る入場料等についても、あと販売する商品の金額等についても値上げをしていくというような方向をとっているわけですから、そうすると、収入的には十分採算とれていけるのではないかなと

私は思うわけです。ですから、今回の条例制定等については時期尚早ではないのかと、私はそう思っているわけですので、その辺を皆さんにまた聞いていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） ありがとうございます。では、2番櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 私も片山議員同様、時期尚早だと思いますので、ぜひとも今回に関しましてはもう少し考えていただければいいなと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私も指定管理者制度そのものが本当にいいのかということは、今野さんと同じなんです。例えばこれから出てくる品井沼の指定管理者もそうですし、B & Gもやったのもそうなんですけれども、経費削減にはなったかもしれない。B & Gなんかは逆に上がっているけれどもね。そういうものを含めたときに本当に指定管理者として利用率のアップとか、効果的な使い方とかというのに本当になっているのかという気がするんです。ここに来て改めてこの条例わざわざ改正するということは、条例改正、指定管理者にするための条例だからいいんでないかということなんですけど、完全に観光施設の管理を指定管理者に行わせることができることを定めたということで、もうこれに観瀾亭、博物館、福浦橋指定管理者にするよということの条例改正だということなのでね、どうなのかなと思っているんです。今の質疑応答でもう既に管理する先も決まっているような答弁なので、公募して競わせていい人ということがあればまたそれなりに効果が出るんだと思いますけれども、何か内々に決まっているような、伊達家の何とかだというような方向性も決まっているような考え方でわざわざ改正するのかというふうにも受けとめられるんですね。だから、そういうことではどうなのかなというふうに思うんですよ。そういう面であの施設は本当に松島観光の核となるものなので、そういうものを簡単に指定管理者にしていいのかというような私の考えもあります。1回これを許すと指定管理制度というのは公募によらなくてもいいわけで、町が勝手に決めて、これは公募しないよと、この管理者に任せるよということもできるわけで、そうなってくると我々の手の届かないところに行ってしまうので、その辺はもう少し制度そのもの自体を考えるべきだなと私は思っているんで、今回も消極的というか、何と云えばいいのかわかりませんが、いいとは思っておりません。

○議長（阿部幸夫君） 10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 先ほどの述べた形で。

○議長（阿部幸夫君） 12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 私は6月3日の執行部のほうの全員協議会の説明で観瀾亭、博物館と福

浦橋を分けてということで、先ほど来、片山議員さんおっしゃっているように、人件費をほとんど観瀾亭のほうでやっているの、あっちのほうは赤字で福浦橋は通行料とカフェベイランドは赤字も少々ぐらいなので黒字だと、それで、安土課長が言ったように、人件費というか、特別会計の中でやっていて、黒でちょっと営業しているの、ただ、それを6月3日のときは分けて指定管理云々というように私は聞こえたので、それで引き受けるところあるのかなというのがまずそのとき感じたことであって、今回またこういうふうな条例を全部変えると、本当に指定管理者制度にするための改正でしょうから、やはりもう少し時間をかけて執行部のほうもですけれども、議会のほうももう少し時間をかけて勉強していかなければいけないんじゃないかなと思っておりますので、今回の条例には賛成しづらい。反対しなくちゃいけないのかなと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） この間の全協、この間といたってもう半年、行われまして、私も大分きつく課長には言いました。皆さんもこれお持ちだと思いますけれども、メリット・デメリット、管理者にやればこういうふうに出るよと、そして説明の中で、この条例がこれで決まればもう4月1日ですからね、あと何カ月ですか、もう即出すわけでしょう。公募するかどうかわかりませんが、4月1日からということはもう時間ないわけですよ。そういうことになれば、非常に、じゃあ誰がやるのかというようなことが、先ほど言いましたんですけども、やっぱりどうしても、結論言いましょう。済みません。継続審議、継続審議ということでよりよい皆さんが納得できるようなもの、そして町民の皆さんが何で指定管理させなければならぬのやと、私も町外の人が、わけわからない人がやられるのが一番困るし、松島町が本当は先頭を切ってやらなければならぬこの建物でございまして、これは伊達家ゆかりと言ったんですけども、ゆかりといたって私もゆかりあると出てくる可能性がありますから、そういう中でやっぱりこれは時間をとって皆さんの納得、全部の納得は難しいかもしれないけれども、特に観光業者、皆さん、私たちの全員の、松島町全員の財産ですから、そのようにして継続審議をしながらやっていただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他にお話ししたい方いらっしゃいますか。（「なし」の声あり）時間も12時に近いので、本会議再開を1時半にしたいと思います。若干午後1時からこのメンバーである程度もう少し話を煮詰めて、そして入っていきなと思っておりますので、再開を1時、本会議を1時半にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。ここで昼食休憩に

入ります。

午前 1 1 時 5 8 分 自由討議休憩

午後 1 時 0 0 分 自由討議再開

○議長（阿部幸夫君） 自由討議を再開します。

皆さんから午前の部でいろんなお話をいただきました。その中で今後どのような流れにするか皆さんでお話をしてから第96号を決めていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

このまま96号は審査の段階で休憩をしている段階ですから、またそれに戻して、そのまま否決なり、可決なりして、そのままでいいんじゃないかという方、いろいろいると思うんです。中身的にはね。もう採決まで持っていったほうがいいのではないかと、それはどのような形で採決されるか私自身はわかりませんが、そういう形もあるでしょうし、まずもって私自身は96号に戻りましたら、一応審議もうこれ以上審議がないという形で暫時休憩としてこの中身的に議運を開いて、議運の中で決めていきたいなという思いもありますし、その辺、この流れについても皆さんのほうからこういうのはどうだというものがあれば、お聞かせを願いたいと思っております。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今、自由討議の中で通るか通らないかというのは雰囲気的にわかるわけでしょう。そうしたときに、執行部はどんな考えなのかということもこっちも聞かないとき、関連するものないのすかと、ほかのものに。再開してどんと否決してしまっ、あと影響ないんですかということも聞かなければならないんじゃないの。そこは正直に議長として自由討議やっているよと、わからないけれども雰囲気はこうなんだということを正・副で行って、ちょっと執行部とお話してみたらどうですか。

○議長（阿部幸夫君） それは私個人的なんですけれども、12時半ごろ副町長と話し合いました。町長含めてね。そんな中で、否決・可決は、差し戻してほしいと言ったけど、差し戻しするための口実がないと執行部としては。ですから、言われたものをそのまま言いますが、差し戻しする口実がないので、質疑にまた戻しますので、そのとき議員の皆さんから時期尚早でないかと、そういう形で言うだけという、それはそれで1つの口実になるのかなという話は言われました。今もちょっと副町長来て話したんですけれども、執行部と話し合いました。否決されるのであれば否決でもそれはいたし方ないでしょうと、改めてまた一からまた出直すんだという話されていますし、今、96号は今の段階で執行部と

しては取り下げする理由が見つからないという内容は言われました。例えば前回の赤間幸夫議員さんが言われたように、数字が間違っていたとかそういうのであれば一時取り下げするという理由があるんですけれども、今回の条例制定はそういう何の間違いもないので、ただ議員の皆さんからそういう形で指摘の中で言っていただければ執行部としては考えたいと。

（「執行部がそう言っているならいいんでないの」の声あり）

○4番（赤間幸夫君） 観瀾亭特会の債務負担2,700万というの、これ業務委託なんだけど、それは一切この指定管理の条例の中身の話ではないのね。（「関連しないのかな」の声あり）
関連しないんだったらいいんだけど。

○議長（阿部幸夫君） 関係はすると思います。

○4番（赤間幸夫君） 関係はするって、それじゃあこの特会のほうも影響して否決という形になるかもしれない。そしたら、補償補填賠償というか、あれもみんな影響してくるの。影響してくるとするか、今回通さなかったら予備費もう枯渇してないんだからさ、あそこの会計にね。それまで影響するさ、今回通さなかったら。

○議長（阿部幸夫君） そのとおりなんです。だから、一般会計とそれは今、赤間幸夫議員が言われたように、2つは関連してくると思うんです。間違いなく。今回否決になった場合ね。

○8番（今野 章君） その取り扱いをどうするかだね。

○議長（阿部幸夫君） ですから、今回のが否決されたとすれば、おのずとそこの文面は取り下げになってしまうんだよね。否決しているのに金額だけ入れるわけはいかないので。特会と一般会計と。

○11番（菅野良雄君） 今後の議事日程に影響がないんだければいいよ、否決してもらっていいと言うんだければするけどもさ。

○10番（後藤良郎君） 1回確認したほうがいいね。

○8番（今野 章君） 予算措置は影響出てくるでしょ。

○4番（赤間幸夫君） そうなのさ。予算措置に影響すると思うのさ。

○11番（菅野良雄君） 予算まで入っていったら大変だべ、それ否決したらまた新たに日程を組んでやらなければならないべっちゃ。

○議長（阿部幸夫君） そうですね。

○7番（澁谷秀夫君） 取り下げしたら。

○4番（赤間幸夫君） 臨時議会をすぐ追いかけてやらなければならないよ。議会開会中には出るんじゃないの。

- 8 番（今野 章君） 時期尚早だって言って取り下げてもらえばいいんだからな。
- 4 番（赤間幸夫君） それが一番。
- 11 番（菅野良雄君） 一番最初の発言者は、時期尚早じゃないかと言っていたんだから。
- 7 番（澁谷秀夫君） 取り下げますか。
- 11 番（菅野良雄君） 考えてみたらそのとおりですって言えばね。
- 8 番（今野 章君） 取り下げたって予算書はどうなるの。
- 7 番（澁谷秀夫君） 予算書は変わってきますよね。
- 議長（阿部幸夫君） だから、時期尚早じゃないかって、そのとおりですと言って、取り下げてもらうのが私としてはですよ。執行部と話した段階ではそのほうが一番いいんですねという、一番スムーズな方法なのかという話はされました。
- 8 番（今野 章君） 予算はどうするの。
- 5 番（高橋利典君） 予算はどうするの。
- 議長（阿部幸夫君） 予算もみんな下げざるを得ないんだよね。
- 6 番（片山正弘君） それは確認したんですか。
- 議長（阿部幸夫君） ええ、だって関連するから必ずそのほか2つはいくよと。
- 11 番（菅野良雄君） 副議長、どうですか。間違いはないですか。
- 13 番（色川晴夫君） もう1回話をしてもらってさ。
- 10 番（後藤良郎君） そうだね。
- 7 番（澁谷秀夫君） もう1回。
- 5 番（高橋利典君） 確実なところで。きちんとしたところで。
- 6 番（片山正弘君） だって、これは債務負担行為が出てくるんだからさ。この辺の取り扱いをきちんとしないと。
- 13 番（色川晴夫君） もう1回整理する意味で、議長行きましょう。局長も一緒に行ってね。
- 7 番（澁谷秀夫君） お願いします。
- 13 番（色川晴夫君） それでいいですか。（「はい」の声あり）
- 11 番（菅野良雄君） ただ今の副議長の案に賛成。異議なし。
- 議長（阿部幸夫君） では、このままお待ちください。

午後 1 時 1 0 分 自由討議休憩

午後 1 時 2 0 分 自由討議再開

○議長（阿部幸夫君） それでは、再開したいと思います。

ただいま町長も一緒なんですけれども、副町長と総務課長とお話をしましたら、この96号に対してはこれから96号まで質疑を受けますので、そのとき議員の皆様から時期尚早でないかともっと勉強するというか、そういう内容でやってもらえればいいのかないかなというものを言っていたら、町長が、（「さっき言ったっちゃ、時期尚早でないかって」の声あり）それを再度言ってもらってその流れで町長が、それではこの案件は取り下げしますという形で持っていきたいという内容でございますので、あわせて126号も下げると、（「今回ね」の声あり）そして、すぐ再提出しますので、特会のほうは一番最後の負担行為だけ取ればいいんです。たしか。だから、そういう形なので、見てわかるとおり、（「もう提案説明終わっているんだよ」の声あり）だから、1人か2人から手を挙げて言ってください。片山さん何回も言ったので、何かもう1回きちっと言ってもらって。答弁でそういう内容であれば取り下げますという形で96号と126号は処理できるのかなと思っておりますし、またそれに構えてあした9時から議運開いてほしいと、追加案件で上げたいと。そういう形で一応執行部としてはまとめさせてもらいましたので、そういう形で流れでいきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

○13番（色川晴夫君） 自由討議の結果を言えばいいんでしょう。こういう中だった、このままいけば否決されるよと。（「それは、それは言うことないぞ」の声あり）はい、はい、はい。

○議長（阿部幸夫君） そういう内容で1時半から流れたと思いますので、よろしく願います。13時30分まで休憩して96号始まります。

午後1時25分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

質疑継続中でございますので、質疑を受けたいと思います。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 質疑11時20分ごろからですかね。この96号議案入りまして、そういうことで、基本条例、松島町基本条例、議会基本条例に基づきましてこの案件を自由討議ということで執行部にはご退席いただきまして、その間議論をいたしました。

皆様方からいろんなご意見ありまして、その中には否決すべき、いろいろなこと、これは条例をつくる部分であるからまだ指定管理は云々どころではない、いろんな意見が出ました。そういう中で、やっぱりこの問題は、重要な松島町の文化財を指定管理するというので、

時期尚早ではないかと、そういう意見、もっと議論を深めてこれからもっと検討していくべきではないかという意見が大半を占めたのではないかなど、このように思いまして、その辺のことを執行部にはどうぞ十分ご留意いただきたい。そういうことで申し上げたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回の96号の議案につきまして、先ほど自由討議ということで、今色川副議長さんのほうからもご意見を賜りました。そういうことを踏まえまして、この議案第96号については今回については取り下げをさせていただきたい。今後議員の皆様を初め、いろんな関係者と時間をかけながら取り組んでまいりたいと、意見交換していきたいと思えます。

なお、これに関連するといえますか、議案の126号観瀾亭等特別会計が今回補正予算を上程させていただいております。その中に業務委託でありますけれども、債務負担行為の追加ということで、福浦橋通行管理業務委託というのが今回乗せさせていただいております。ということもありますので、今回あわせまして126号、これにつきましても取り下げ、また、これにつきましては、他補正予算もありますので、126号については改めて追加で提案させていただきたいということでもあります。その辺を申し上げまして、よろしくご理解をいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 12月13日付で町長から提出されました議案第96号並びに議案第126号について、ただいま撤回したい旨の申し出がありました。

議案第96号松島町観光施設条例の全部改正について並びに議案第126号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については、撤回の件を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

議案第96号松島町観光施設条例の全部改正について並びに議案第126号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については、撤回の件を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることを決定いたしました。

追加日程第2 議案第 96号 松島町観光施設条例の全部改正についての撤回について

議案第126号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）の撤回について

○議長（阿部幸夫君） 追加日程第2、議案第96号松島町観光施設条例の全部改正について並びに議案第126号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）の撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議案第96号松島町観光施設条例の全部改正について並びに議案第126号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）の撤回について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

議案第96号松島町観光施設条例の全部改正について並びに議案第126号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）の撤回の件については、これを許可することに決定をいたしました。

日程第13 議案第97号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第97号松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 今回ITルームがなくなるということでしたが、私も幾度となくITルームのあり方、必要かどうかについては質問させていただきました。なぜここでITルームがなくなることになったのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 勤労青少年ホームの条例の施行に対しまして事務委任を受けておりますので、実際に管理運営している所管が中央公民館ということで、教育委員会のほうより今のご質問に回答させていただきたいと思っております。

ITルームにつきましては、これまでに議員のお話のとおり、いろいろとご質問も受けてきたところでございます。利用については平成17年に改修工事を行いまして、スタートしまし

て、当初平成20年度の利用で言いますと、2,439人利用されております。それが毎年の実績を見ますと、年々減っておりまして、平成30年度には591人、当初の4分の1以下に利用が少なくなっている。スマホやiPad、気軽に情報機器で検索できるようなものが各家庭に普及してきたことが大きな要因と思われまます。

勤労青少年ホームのITルームにつきましては、毎日の平均的利用が1ないし2名ということで、ほとんど小・中学生がゲームに使っているという実態もこれまで大丈夫かというご質問もいただいております、その辺もやはり管理、目の届くところで検索できるような体制にしたほうがいいのではないかとということと、あと、勤労青少年ホームということで、当初勤労青少年の利用を中心につくられた施設なんですけど、現状として今、図書以外は使っているのは高齢者の女性の方が多いような、自主グループの皆さんがほぼ使われていまして、20団体ぐらい使われているんですけど、2階に上がるのが大変になってきていると、1階で集会したり、いろんなこと習い事をしたり、自分たちで集まって活動できる部屋がないかという声が大分多くなってきておりまして、そういったことで、ITルームにつきましては、一定の役割を担ってきたということのある程度の利用が減ってきたということを踏まえまして、今の利用者の声に合わせてITルームを研修室としてご活用いただけるように改正するものでございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 私が質問したときは、少なくとも人がいるからということで持続させたいということだったので、何かそういうことで利用がなくなるということはちょっと残念な感じかなと思っております。それで、パソコンまだ利用したい人というのが1人か2人いるということなんですけれども、そういう少数の人に対して利用を今後どういうふうと考えていくか、そこはどうなっていますか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 先日、勤労青少年ホームの運営委員会でも同様のご意見が出ました。ITルームの廃止について、研修室になることについては大変賛同いただいたんですが、やはり毎年、每日一、二人の方が使われているという現状を何とか対応してほしいというご意見もいただきまして、教育委員会と産観のほうともご相談しながらやはり図書室とかに検索できる用のパソコンを1台ないし2台用意いたしまして、やっぱりちょっと家で検索できないんだという方のために機能は残すべきではないかということで、その辺を配慮していく予定でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） それから、毎年行っているパソコン教室なんですが、その対応についてはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） パソコン教室につきましても毎年利用が減ってきている傾向にございまして、今後ご自宅にあるスマホとかiPadとか、そういったものを使いこなせないというご相談もちょっとふえてきているということもありまして、そういったお手持ちの物を持ってきていただいて、使い方を説明するような、そういった教室をちょっと考えていこうということ考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） それから、もう1つですね。部屋利用に新しく部屋をふやすというふうな形に今回なると思うんですけども、足の悪い方という形になるというんですけども、ちょっと離れたところに高城コミュニティセンターがあるわけです。そこでやっぱり指定管理ということでやっているわけですので、そこは利用料1,500円、今回こちらの部屋600円、高城コミュニティセンターの利用ということで今、高城区ではすごく頑張っていると思います。そして、安い部屋がこういうふうにできるということは、高城区のほうにそういう妨げにならないのかと私は思うんですけども、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 高城コミュニティセンターのほうとブッキングするほどの部屋数がふえるわけではないということで、研修室1つふえるということでございまして、今20団体ぐらいの方が毎日のように午前午後使われております。これまで高城コミュニティセンター使っていた方が移動してくるというよりは、今使われている高齢者の多いグループが1階を申請するということを想定していたものですから、余りその辺の高城コミュニティセンターへの影響まではちょっと検討していなかったもので、その辺は少し今後検討したいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） やはり1,500円で使える部屋、600円で使える部屋というふうになると、どうしても600円で使いたい部屋というのが出てくると思いますので、ぜひともその辺配慮していただきたいということと、できればなるべく目的をちゃんと持った部屋にしていだければと私は思うんです。ただの貸し部屋というわけではなく、そういうふうなサークルで減免というものであればいたし方ない部分はあるかと思うんですが、それ以外の用途について

は、私、以前、自習室に使ったらいいのではないかというご意見を出させていただきました。ぜひともそういう部分で用途をはっきりした部屋という形でこれから運用をしていただけるようお願いして質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私もちよっと条例に関する説明資料の中で二、三お尋ねさせていただきたいと思います。

まず最初に、第11条なんですが、町外利用者といった場合には町外に在住の方が松島町に勤務地を持って利用されるケースでも同様かというところをまず第1点目に確認させていただいたんです。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 現在の利用が、以前の勤労青少年ホーム、体育館があったときのよりに町内に事業所があって体育館を利用券で使うような、ああいった利用ではほぼなくなっておまして、本当に地元住民の方の自主サークルの利用が100%に近いと、例えば補聴器のメーカーとか、そういった町外の一般の方が仕事として使うときも同じ600円になっているということから、頻度としては少ないのですが、そういった方に関してはある程度いただくということで、件数は少ないと思いますが、町外2倍という規定を入れさせていただいております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そうしますと、町外利用者で業というんですか、商い的に入ってこられる業者さんのケースを想定されてこういった使用料を設定させていただいたという理解ですね。

次に、11条の部分から15条にかけてなんですが、ここでも同様にこれまで何回か論議されますが、指定管理者と絡まって15条のほうの運営委員会の条項が削除されてという形になるのかどうか。運営委員会自体がまるっきりなくなって、あの勤労青少年ホームの運営自体に利用等を促進させるような運営委員会の役割というのはこれまでなかったのかどうか。そういったところの考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 勤労青少年ホーム運営委員会につきましては、勤労青少年ホームという対象がはっきりしておりましたので、そういった運用について協議するように例えば商

工会の方とか、地元企業の方が入ったような運営委員会でこれまでやってきた。ただ、もう実際にここ5年以上多分になると思うんですが、集会所的に使われているのは高齢者の方が中心の自主グループだということで、体育館がなくなってからは勤労青少年が使うというよりは一般住民の方が利用されているという実態というのが1つでございます。

あと、もう1つは、勤労青少年ホームの設置根拠となっておりました勤労青少年福祉法が平成27年9月に改正されまして、勤労青少年ホームの設置根拠の第4章がまるっと削除されており、ほとんどの自治体で集会所的な機能に変えてきているといったこともありまして、今回利用の実態から委任を受けている教育委員会の教育委員会議とか、社会教育委員の会議で報告や論議を進めるということで指定させていただきたいということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第97号松島町勤労青少年ホームの条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第98号 指定管理者の指定について【松島町野外活動センター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第98号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと1点だけお伺いします。

指定管理料ですね。平成30年度は1,218万円ほどだったかと思うんですが、それと比べますと年当たり1,260万円ということで、若干の管理料が引き上がっているように見えるわけですが、その辺の理由についてお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 指定管理料についてご説明申し上げます。

月曜日休館に伴いまして、燃料費、光熱水費等、ここ何年かの実績にプラスその辺精査しております。あと、消費税増税分が大体それで相殺されると、あと、年額40万円ほどの増額につきましては、主なものなんです、キャンプや宿泊者がいる場合、夜間の巡回警備を委託しておりまして、今人件費が上がってきていることから、夜間警備の単価が上がっているということで、その分を考慮したものでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第98号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第99号 指定管理者の指定について【品井沼農村環境改善センター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第99号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今回もまた指定管理ということで、5年間で2,360万5,000円ということですが、これは今までの管理料と比較してふえたのですか、減ったのですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 前5カ年に比べまして、消費税増税分等を見込みまして50万円ほど高く設定をさせていただいております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 聞くところによると、管理者、職員の方々が少し労働時間短くなったように聞いたんですが、その辺の増減、人件費の増減、人件費300何万だったかな、そういうので出ているようですが、その辺はふえたの、減ったの。どちらなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） ほかの公共施設とも入れまして、確かに予約が少なかったり等しい場合、あと、土日の前もっての申し込みにならなかった場合はその分短縮してという例で閉めているところがございます。ただ、最低賃金とかの推移もそこは踏まえまして、今回指定管理のほうを設定したというふうにしております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっと人件費の詳細な部分でちょっとわからなかったのですが、ちょっと伺いますが、9時から2時までの人が1人、それから2時からそれぞれの終わるまで2人がいるようですけれども、1時間あたりどのぐらいになっているんですか。人件費。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 単価のほうは1時間当たり松島町臨時職員と同じように830円ということで設定しておりました。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） これは午後も午前も同じね。ということだね。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 午前も午後も同じく設定させていただいております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今回はいいんですが、指定管理者ちょっと金額の高いのはやっぱりもう少し、例えば選定委員会の審査基準が何点だったとか、1者であっても評価委員会なんかするんでしょう。多分。したときには、そういうのも資料で出してもらって、我々に判定させてほしいなという気がします。もう少し丁寧をお願いしたいと思います。それを申し添えて終わりますけどね。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第99号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第100号 指定管理者の指定について【松島駅前駐輪場】

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第100号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

駅前の駐輪場ですね。これ自動車もとめられるように今回変えているわけですが、その前に結局駐輪する方が大変減って、利用料も減ってきたということがあったんだと思うんです。指定管理を受けているウイザスさんですか、多分赤字になってきていたんだらうなと思うんですが、今回よく受けたなと、そういう思いもするんですがね。その辺の例えば事業で赤字を生じてしまった部分について、何か町として補填なりなんなりをしたのか、その辺の経過はどうだったのかお聞かせをいただきたいと思います。赤字だったのかどうかということを含めてどういう経営状況といたしますかね。なっていったのか。今回もし赤字だったのだとすればよくまた受けてくれたなという思いをするものですから、そういう意味で町側の対応としてどんなことが行われたのかを含めてお聞きしたいということです。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 駐輪場につきましては、平成29年度でいきますと収入が65万7,803円ということで、支出のほうは119万8,085円となっております。赤字で54万282円出ております。平成30年度も大体同じような推移で来ておりましたけれども、こちらは工事した関係でその分もう少しふえている状況となっております。こちらは赤字の原因が人件費に対しまして収入がないということが一番でして、平成29年度では57万円の駐輪場収入がありましたが、管理する人件費が71万2,000円かかっております。今回の内訳を見ますと、車、駐車場に変えますと85%ぐらいの稼働でも57万円ぐらいが見込まれるということがありまして、あとは人件費の効率化が図られるということで53万5,000円ぐらいの人件費で抑えられるというこ

とで、プラス・マイナス・ゼロでやれるということで今回受けてもらったと考えております。

あと、補填はしたのかということでありませけれども、赤字の補填は町からはしておりません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、今のお話だけでも平成29年、30年あたりで100万を超える赤字を生じているということだったと思うのですが、その赤字解消に相当の年数がかかってしまうんだと思うんですね。今の状況でもね。よく受けたなど、無理にお願いしているという、公募したんでしょうけれどもね。1者しかない、こういうことで無理にお願いしたという経緯はないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 無理にお願いしたという経緯はありません。だんだんひどくなってきておりまして、ひどくなってきているというのは、前の指定管理のときに年数がたつごとにお金がちょっとふえてきたということがありまして、一番多かったのが平成29年となっております。ちょっとこれではやっていけないという話を受けたということになっております。

あと、今85%稼働として計算しておりますけれども、これがうまく100%稼働で見込めれば実際あと10万円ぐらいは収入見込めるというのも指定管理者は考えているものと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 今現在の見通しでは今後は黒字に転換してやっていけるだろうと、こういうことだろうと思うんですが、直接町からの管理料がない中で事業をやっていただいていると、こういう形でそのほかにもそういった管理料なしで利用料収入でやっている指定管理の事業ってあるわけですが、こういった赤字を生じた場合に町として何らかの手当を考えていくとか、そういうことは今後ないのかどうか、契約上その辺どんなふうになっているのかも含めて教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 契約上は赤字を生じた場合にはやれないという形が上がってくるものだと思っております。それで契約解除という方向になってくると思うんですが、その辺は出た時点で考えていきたいと思っております。今の駐輪場だけに言えば、今後はそういったものは出てこないであろうということで考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の質疑なんですけれども、駐輪場に自動車がとめられるようにしたらいいのではないかというのも実は指定管理者側からのご意見もあって、そういったことで少し解消していきたいということでありました。ですから、あそこの駐輪場を改修するときにも指定管理者側からの意見ということもここでお話をしたと思うんですが、そういったものを酌み取ってやるということで指定管理者側で今回も受けていただいたということでございますので、今後100%、今85%でしょうけれども、それは100%稼働するようにするのが1つと、やっぱりあそこは看板も実は指定管理者側の利益になりますので、ぜひ看板も町として少しPRできるようにちょっといろんなところに働きかけていきたいと思っておりますので、議員の皆様でもし誰かいたら教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 今、ご答弁いただいた内容で努力をしていただくというのは大変いいことだと思うんですが、特に今回の駐輪場の件については、やっぱり仙石東北ラインが通って自転車関係の利用者どんどん減ってしまったという、この指定管理者がどうしようもない外的要因といいますか、そういうものがあつたのではないかなというふうに思うわけですよ。そうしますと、指定管理を受けていたのにそういう指定管理者の責めに帰すべきでない事由によって赤字を生じてしまったというときに町はどう対応するのかということは、やっぱり求められてくるのではないかなという気もするんです。その辺の契約条項がないと今後こういう事態が生じた場合の、もう指定管理もう返上しますと、こういうことにならざるを得ないこともあり得ると思うんですが、その契約を含めてその辺の見直しなども必要なのかなという気がしたものですから、その辺についての考えがあればお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） もう1回契約条項確認させていただきまして、そういったものも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 10月の台風のとくに10月議会で現場視察したんですが、随分水が上がったんですけれども、この事業計画書の中で安全対策、災害及び事故等発生時対応ということで、「関係各所と事前協議を行い対策を講じておく」という文言がありますけれども、この前の台風のときは事前協議というのはなされたのかどうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 台風ときは正直なところ事前協議はしておりませんでした。ただ、雨の情報というのは、駐車している方には流ささせていただいておりましたので、それで間に合わなかった方もおられるということになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1階部分は安定的な収入にはつながったと思うんですけども、一方、しっかりとした対応というか、それは必要だと思うので、今後これに関してはしっかりと対策をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第100号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第101号 指定管理者の指定について【松島町長松園デイサービスセンター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第101号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第101号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を2時20分にします。

午後2時03分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第18 議案第102号 指定管理者の指定について【松島町健康館デイサービスセンター】

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第102号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 102号に資料がついておったので、今ちょっと目にしたので、収入の捉え方なんです、通所介護費収入、間違っている……、いいんですよね。介護費収入が年間50万円ほどずつ上げているんですね。これは見方としてどうなんですか。この辺の審査というか、チェックは入ったんですかね。その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 収支予算書をいただいたときに年々上がっている収入と歳出のほうも上がっているということでお伺いをしておりました。通所介護費収入につきましては、介護報酬などがふえた場合、それから利用者がふえた場合についてふえると、それに伴って歳出もふえていきますということを報告を受けております。現に過去5年間につきましても年々利用者がふえておまして、そういった実績も確認した上でこちらを受け取っております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第102号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第103号 指定管理者の指定について【垣ノ内集会場、小石浜支館、蛇ヶ崎集会所】

日程第20 議案第104号 指定管理者の指定について【高城コミュニティセンター】

日程第21 議案第105号 指定管理者の指定について【本郷ふれあいセンター、反町支館】

日程第22 議案第106号 指定管理者の指定について【華園集会場】

日程第23 議案第107号 指定管理者の指定について【左坂支館】

日程第24 議案第108号 指定管理者の指定について【北小泉・下竹谷コミュニティセンター】

日程第25 議案第109号 指定管理者の指定について【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】

日程第26 議案第110号 指定管理者の指定について【蒲サブセンター、大日向サブセンター、中オサブセンター、萱倉支館】

日程第27 議案第111号 指定管理者の指定について【上竹谷生活センター】

日程第28 議案第112号 指定管理者の指定について【小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター】

日程第29 議案第113号 指定管理者の指定について【根廻支館、後根廻支館】

日程第30 議案第114号 指定管理者の指定について【初原コミュニティセンター、上初原支館】

日程第31 議案第115号 指定管理者の指定について【桜渡戸分館】

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第19、議案第103号から日程第31、議案第115号までは集会施設の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がありますので、質疑についても

一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。質疑については一括議題とする旨を決定しました。質疑ございませんか。よろしいですか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

これまでも指定管理料としてそれぞれの施設ごとに費用を町が基本的に見ている部分があるわけですが、改めて指定管理料に含まれている費用がどういったものなのか、その辺についてお聞きしたいということと、同時に施設における消耗品、あるいは修繕費等ですね。これの費用負担の考え方についても改めて確認をしていただければと思います。

それから、人件費の考え方なんですけど、まるっきり人件費のない施設もあれば、非常に高い、例えば高いかどうかというのはケース・バイ・ケースなんだと思いますが、例えば垣ノ内集会場ですと、人件費で8万5,000円とられていますけれどもね。ほかはゼロのところもございますし、その辺の考え方について町としてはどのように考えているのか。

それから、地代を払っている施設もあるようなのですが、その辺の負担の考え方ですね。これについて町の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 指定管理料の内容ですけれども、まず上下水道の基本料金、それから電気料金の基本料金、それから浄化槽のある施設については浄化槽の点検料、それから清掃料ですかね。それとあとは前回の指定管理の協定からだったと思いますが、使用実績に基づいて電気使用料金の25%を見えています。それから、浄化槽分の電気料、ガス代、それから消防施設の点検料、あとNHKの受信料等計上しているということです。

それから、あと人件費ということで見ているわけではなくて、今申し上げた項目の計上をもって指定管理料とさせていただきたいということで調整していますので、人件費とか、地代というのはこれには含めるという一応考え方はちょっと持っていません。以上です。（「修繕」の声あり）

修繕については2万円を基準にして、あと個別に協議をさせていただいて対応しております。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 人件費なんですけど、指定管理料にももちろん入っていないのはわかるのですが、施設でかなりの開きのある、ないところもあるということで、どうなのかなという思いがあるんです。利用頻度は低いからないのか、多いから高いのかということもある

とは思うんですが、やはり管理に携わっておられる方がいるのであれば、一定程度の人件費が見られて当然ではないのかなという気もするんです。それを指定管理料に含めなさいということにはすぐにはならないとは思いますが、そういうことも今後考える必要性が出てくるのではないかと、かなり開きがありますよね。その辺どうなのかということになると思いますし、あと地代ですよ。地代は当然私は指定管理料に含まれてしかるべきだったのではないのかなという思いでいたんです。改めて今回それぞれの施設の管理料ですか、これを見させていただいて、地代が含まれているところが何か所かあるということで、以前は集会施設は町で基本的に管理をしてきたということもありますので、その辺の地代はこれは指定管理料に含めて見るべきものではないかと思うんですが、その辺2点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ前向きに検討していただいて、せめて地代についてはまず手をつけていただければということをお願いというか、要望をしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決に入ります。

議案第103号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第103号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第104号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第104号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第105号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第105号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第106号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第106号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第107号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第107号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第108号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第108号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第109号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第109号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第110号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第110号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第111号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第111号指定管理者の指定については、原

案のとおり可決されました。

議案第112号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第112号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第113号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第113号指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

議案第114号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第114号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第115号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第115号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第116号 指定管理者の指定について【三浦墓地】

日程第33 議案第117号 指定管理者の指定について【古浦墓地】

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第32、議案第116号及び日程第33、議案第117号は町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がありますので、質疑について一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。質疑については一括議題とする旨を決定しました。質疑ございますか。4番赤間幸夫君。

○4番（赤間幸夫君） たびたび指定管理者ということで、問題提起してお話ししてきているわけではないんですが、松島町の町民墓地というあり方について、平成29年、30年度の決算等においてもお話をもらったかと思います。そのほかにも町民墓地という定義上からもこの2つの墓地だけに特化した条例制定であったり、あるいは実態的に実質の大きかりな維持管理、あるいは工事等が及んでいるということで、著しく町民の皆さんに対して不公平感のある条例ではないのかというところでいろいろご意見を町民の皆さんにいただいている状況もありますからね。この機会にかつて決算に及んだ折に附帯条件つきでお話しさせていただいたと思いますので、その辺の検討状況等お聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 他市町村の事例は調査してはおりますが、今、町民墓地というふうに言われたんですが、あくまでも公共施設として町営墓地として管理しているのは、2つの墓地である以上は、この墓地に関して町として管理するというのが前提になっているかなというふうに思います。

あと、調査につきましては、各自治体調査はしていますけれども、やっぱり同じように公共施設で管理している墓地、それからそれ以外で自治体が管理しているわけではなくて、地域で管理している墓地というのは、松島町と同じように各自治体でもありまして、そちらに関しては各自治体の対応もばらばらですし、今のところ町営墓地として2つが条例と設置されている以上は、この2つの施設に関して管理をしていくというのが基本的な考え方だという

ふうに考えています。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 条例制定したのがどうこうという話ではなくて、町民墓地という姿ですね。想定されて説明されたかと思うんですが、現在、古浦墓地に1カ所のみ空き墓地がある程度です。三浦墓地満席状態ですね。あの地に対して町民の皆さんからの相談事としてあった場合に、ここが町民墓地ですよということで案内かけたにしてもあく要素はない。いわゆる永代使用料を返還して町に返すとか、あの地域の管理組合に返すとか、そういったことあって公募で求めるということは不可能ですよ。はっきり申し上げて。そういった状況にあつて町民墓地と言えるかというところで町はどういうふう理解しているのかなというところをまずお聞かせいただきたいんです。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確かに今、空き状況はないというのはわかりますが、それイコール町営墓地をどんどんどんどんふやして整備していくということとはまた別だと思しますので、それはちょっと時間をかけて検討させていただきたいと思いますが、現時点では町営墓地をふやしていくという方針を決めているわけではありませんので、そこはちょっと時間をいただかないとやりようがないといえますか、検討のしようがないというのが今の状況です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 町民の皆さんにやはり問いかけするなり、今、松島町が高齢化率38%を超えてきていて、私はたまたまその墓地管理組合の副組合長たる立場にいて、いろいろ相談を受けて、共同墓地だからこそその永代使用料等を出しても何とか求められると、これが寺墓地だったり、いろいろした場合にとってもその永代使用料で求めることは不可能だよと、そういったことから近隣自治体見てもおわかりだと思いますが、七ヶ浜の蓮沼墓苑にしてもそうですし、多賀城市もそうです。わざわざ多賀城側では七ヶ浜町に墓地を500区画ぐらい求めたりもしています。市民墓地という形でね。あるいは利府町さんもそういったところで町民墓地という形でそなえつけをしようと努力しています。松島町は今のあり方に対して疑問を感じませんか。まずもって。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 再度の質問、疑問はないかということでありませけれども、これは私としても別に極端に疑問があるというふうには感じておりません。ただ、今墓地の考え方、

お墓の考え方、大分随分いろんな形も変わってきているのは確かにあるかと思います。ただ、疑問はないかと、逆に言いますと、それほど大きな疑問はない。ただ、いろんな墓地、お寺もあります。いろんな形、費用的な面で今お話されたのかなという気はしています。そういう面では確かにあるのかもしれませんが。もっと安い値段で永代使用料を確保できる墓地が必要だという意見は確かにわかります。でも、それについてどうのこうのという、今の段階ではですね。持っていないのが現状です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） この後、一般質問にも触れていろいろ論議させていただきたいと思っているから、余り深くこの議案ではしないと思っていましたけれども、余りにも平成29年、あるいは28年そっと実施計画に織り込みしながら、平成29年、30年に実施したあの姿が議員の皆さんからいろいろ意見頂戴したでしょう。そうしたら、今の答弁のあり方は全然何もしていなかったということなんですか。今日に至って。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） たしか同じような質問を今野議員さんにも前回、たしか承ったかなということで、それではだめじゃないですかというお叱りもちよっと伺ったのは今思い出しております。確かに墓地の取り扱いについて今言った、いろんな計画の中にある中で何もしていないんじゃないかというご意見賜りました。前回は賜りました。そういうことで、これについては前回同様にちゃんとその部分にはやっていきますというお答えはさせていただきますけれども、正直言って具体的にまだちょっと何もしていないということで前回もおわびさせていただいたところであります。そういうことで、今後取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そういった答弁ね、何度か聞かされています。今、柔和な顔で副町長答えたのに対してもむかつて来ている。正直言って、こんなに真剣み帯びないんですか。この問題に関しては、帯びられない。残念ながら。町長どう考えますか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 9月定例議会かなにか、決算で議会側からの指摘を受けて何もしていないというわけではなくて、例えばこの間9月議会ありましたけれども、担当では実態調査はしているはずなんです。そのまとめが上がってはまだ来ていませんでしょうけれども、松島町に議員が言う、私たちはそういう町民墓地というのはないと思っていますから、そうい

う地域地域の墓地を町民墓地と置きかえれば置きかえられるんだろけれども、その地域地域でやっている墓地、それからお寺で管理している墓地、そういったもの全てが担当が把握している状況だと思うんですね。ただ、それ以降いろんなことがあって、まだ報告は受けていませんけれども、次回質問されたときには松島町はこういうお墓がこのぐらいあってこうなんだと、ただ、そういうことで報告は申し上げたい。ただ、この三浦墓地と古浦墓地に関しては、永代使用料がゼロとかそういうことではなくて、これはこれできちっと35万だかなんかかかってやっているわけであって、ゼロということではないので、その辺だけはお含み願いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 台風19号で11月22日に約200墓地近く初原には墓地管理組合として管理している墓地があります。今、古浦墓地、三浦墓地合わせてもそれに及ばないような状態。しかし、いかんせんながら台風19号通過に伴って著しく土砂崩れを起こし、土のうの数にして800袋ぐらい。みんなで声をかけ合って現場に出て掃除をしながらみんなで土のうづくりをして、崩れた土砂を土のうにおさめて業者さんに見積もりをお願いしたと、そうしたら40万程度で何とか済みそうな状態に来ていると、でも何か解せないよなという話になったんです。現実問題。初原の議会報告会とか、あるいは初原で行政懇談やられていたことあって、そういったお話も多分出ていたのではないかなと思うんですけども、その割には町は少し真剣みが足りないんじゃないかなと思っているわけです。そういったことを捉えたときに一生懸命頑張っている地元もあるんだから、そこに対して町民に寄り添った行政サービスの展開のあり方がしかるべきでないかなと思っているんですよ。いま一度町長お答えいただけますか。そういったスタンスに対して。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今言われたことは、議員が言われたことは、その地区だけではなくて、いろんな地域にある墓地で、そこにかかわっている方々がその維持管理に鋭意努力されているんだろなどと、これはずっと極端なことを言うにご先祖様を守るという観点から来ているんだろと今思っています。でも、それを今度いつの時点でからか町管理と言われると、今すぐにわかりましたというわけにはいかないのかなというふうに思っているわけで、こういう答弁になっているんだと思います。ただ、そういう台風の被害とか、そんなさまざまな被害があって、多額の費用がどのぐらいからか町が考えればいいのかということもあるだろうけれども、今後そういったことについてはやっぱり実態を全部調査したらその管理をされ

ている会長さんなり誰々がいらっしゃるんでしょから、そういった方々に集まっていたいで今後のあり方というのを考えるべきが筋だろうと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） これで終わりにしますけれども、町長は捉え方が私と全然ずれているなと思って聞かせてもらいました。というのは、私、何も初原だけを出しているんじゃない。松島町内至るところに区有地であったりもしますけれども、共同墓地、長年の生活習慣というんですかね、慣習から、あるいはそれぞれのご家庭の経済状況からも踏まえてみずからがみずからで共同墓地を譲り受けたり買収したりしてつくってきているという経過です。これは墓地埋葬等に関する法律を皆もう1回お調べいただくとわかります。かつては国、あるいは県で管理統括しておったものが、今は自治体のほうにその旨のお話が流れていると思います。これは昭和50年代の話ですけれどもね。そういったことも踏まえて見れば、松島はその手の及び方が少し違うんじゃないかなと、全体として見て、高齢化率が高くなっていて、あるいは人口増加策としても他から来たときに相談を受けたりするのではないかと思うんです。そのときにこういう墓地なんですよと、町民墓地はと言えますかということを知っているんです。そういったことを踏まえて答弁いただけたらと思うんですが、ちょっと残念ですね。以上です。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私も今の質疑を聞いていて、当時予算のときだったかな、やりとりで聞いていると大体似たような答弁なのね。そのとき議会とすれば提言したのは維持管理も含めて公営墓地のあり方を検討してくださいよというような提言しているわけ。1年たったから検討していたのかなというふうに思っていたんですが、今、調査は、現場調査はしたけれどもそれ以外していないというような答弁だったので、もう少し議会の提言を尊重してとかという町長の答弁いつでもありますけれども、何か尊重されていないのかなという感じするんです。1年たっていますからね。1回や2回ぐらい検討してもいいのかなというふうに思っていました。その結果をきちっと我々に報告してもらわないと、私もどうしても不公平だなという思いがするんです。ですから、その辺、ほかの地域の住民が納得するような検討していただきたいと思いますが、そういうことに対して町長はどうお考えですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 全然考えていないということではなくて、専門にお墓にびっちりくっついて職員がそれに追究していたわけではないということは確かだけれども、ただ、議会から

いろいろなご指摘があって担当で町の実態調査は終わってはいないと思います。まだ努めているんだろうと思います。報告ないということは、できるだけ早目に町にどれだけのそういう墓地、墓所なるものがお寺以外に幾つあってどうなのかというのはやっぱり町として把握していなくてはならない。

それから、もう1つはちょっと数が間違っていたら失礼ですけども、町の町内に7カ所ぐらいのお寺さんがあると思うんですが、お寺さんの実態調査がどのぐらいの例えば満杯でなっているのか、それからあきがあるのかとか、それからあるお寺に関しては散骨みたくして預かっていますよというお寺もあるようですから、そういったことも踏まえてやっぱり把握していかないと何だうちらのこと全然調べないでなったのかという、そういうお寺さんからの苦情も来るかもしれませんし、そういったことも全部踏まえてやりたいと思いますので、できるだけ早く報告はしたいと思いますから、少し時間をください。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 仮定の話で申しわけないんですが、また何かそういう災害が来て、またあそこに、例えばですよ、4,000万も5,000万もかかるような整備をしなければならないのかと、修繕をしなければならないのかということが出てきたときにどうするんですかということなんです。じゃあみんな税金で負担するのかと、じゃあほかの一般の我々檀家はそういうときにはやっぱりお寺さんに何ぼずつ出してくださいということで出しているんですよ。だからそういうものを比べたときにどうなんだろうと思うのが普通の人の考えだと思うんですよ。そういうことも町民の皆さんに理解していただくためにもやっぱりそういうのをきっちりと精査しておくべきだと思いますので、質問させていただきました。ぜひ検討のほどお願いして終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決に入ります。

議案第116号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第116号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第116号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第117号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第117号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第117号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第118号 指定管理者の指定について【松島防災センター、三十一
刈避難所】

日程第35 議案第119号 指定管理者の指定について【帰命院避難所】

日程第36 議案第120号 指定管理者の指定について【白萩避難所、長田避難所、
磯崎避難所】

日程第37 議案第121号 指定管理者の指定について【手樽防災センター、古浦
避難所、三浦避難所、名籠避難所】

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第34、議案第118号から日程第37、議案第121号は避難施設の指定管理者の指定に関する議案であり関連性がありますので、質疑について一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。質疑について一括議題とする旨を決定いたしました。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

9月の決算審査の中で、町指定避難所の表示に関する答弁がありました。その際看板不足しているのでのぼりに対応するというお話がありました。その件で議会だよりの作成の際に写真撮影で回ったんですけれども、やっぱりなかなかなくて、見つけられなかったというのがあったんですけれども、その際ちょっと感じたんですけれども、避難所への誘導看板という

んですかね。あれも何かないような感じがしたんです。実は磯崎区の住民の方から白萩とかは立派だからあるけれども、磯崎避難所、緑松会館の誘導板が全然古ぼけてない、どうにかしてくれという話はちょっとこれの件で思い出したのがあったんですけれども、そういった各避難所への誘導看板というか、そのあり方というのはどういうふうにお感じでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今、避難道路整備をしておりますけれども、避難所の誘導看板につきましては、まだ整備、拡幅整備は終わっておりますが、まだ完全についていない箇所もございますので、そちらのほうは避難道路として必要な部分につきましては、今後つけていく予定でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） ここにある避難所関係は全部につける。あるところはあるのかな。ちょっとそこまでわからないものですから。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今、新しく整備した避難所につきましては、津波避難計画に基づきまして避難道路を整備しております。そちらの避難道路沿いのほうに電柱なりに誘導看板が設置されるということで建設課のほうと協議しながら進めているところです。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） ふだん避難訓練とか出ていればわかるんでしょうけれども、なかなか参加しない方に急に避難と言われてもなかなか難しい面もあるので、ただ、そういうことに積極的に参加していただくのはもちろんなんですけれども、看板は設置していただくようお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 前にも言って蒸し返して悪いんですけどもね。帰命院避難所ね、名称ね、やっぱり帰命院というのはお寺の名称なので、帰命院のお寺の避難所という、こういうことになってしまうのではないかと思うんです。私ね。やっぱり帰命院下なら「下」というふうきちんと入れるべきではないかと私は思うんです。前にも言いましたけれども、それでもこのままいきますと、こういうことこうなっているんですがね。また言って申しわけないんだけど、帰命院というのはお寺の名称なんですよね。にもかかわらず、それを平気でやっていること自体私どうも納得いかない。この議案そのものに反対するわけじゃないですけども、やっぱりきちんとした名称にしておくべきではないかと思うんですがね。改めて

その辺についての見解をお聞きしておきたい。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） あそこは確かに帰命院下という住所でありますから、あそこを設置したときに議会も認めて帰命院というふうになったんだと思うんです。ただ、やっぱり地名をきちっと入れたほうがいいのではないかとこのことでは、**「下」と入れたほうがいいのかどうか**、ここで判断することではなくて、あそこの地域の方々の役員の方々とか、そういった方々のご意見を聞いて、それで判断して、議会のほうにもご報告申し上げたい。これも3月までにはいろいろ総会とかなんかあるでしょうから、そのときのテーマにひとつ取り上げてもらって、自分としてはどれがいいのか、町で帰命院下1だと決めれば1になるのか、ちょっとお話し合いをさせてください。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 前言ったときもそういうことで地元と協議して帰命院下でいいということになったというような、たしかお話だったような気はするんです。再度同じ形で言えば多分同じ形になってしまうのかなと思うんですが、やっぱりお寺の名前そのものをつけてくれること自体に私は問題があると思うので、ぜひその辺については町が主導的な形で考えていただくということも必要なかなと、そういう立場で話し合いをしてもらうということも大事なかなと思いますので、よろしく対応方お願いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 名前変えるというか、つけ加えるということは変えるということなんだろうけれども、変更するが上には議会の承認がなければならないので、きちっと条例改正ができればそのときにご提案申し上げたいと思いますから、町の議会の意向も酌み入れて一度お話ししたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

避難所ですからね。最近も小刻みに地震等発生している状況もあります。できるだけ速やかに、早目に令和2年度当初予算にはこの辺の看板設置等、あるいはマーク等ですね、誘導関係のマークとかですね。そういったものを踏まえて本来であればこの場で求めたいところです。来年新年度予算に緊急性があつて、一番最優先の高い事務事業だということで、町長その辺どうですか。上げていただけませんか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議会のほうにもお知らせしているかと思えますけれども、特に磯崎地区ですね、高城駅周辺、この辺に関しては避難道路がこれからどンドンどンドン進んでいきますので、やっぱりそれらの進捗状況と合わせて今のご質問等、きょうの議論等踏まえて担当課に追従していくようにやっていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ぜひともそういった並行してというか、追随して現場そなえあって、できるだけ被害の軽減に、減災につなげていただけたらありがたいと思えます。ぜひともその辺を速やかに進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 確認をさせていただきたいんですけど、各避難所施設で管理者を置いているわけですが、いざ災害が発生した場合、よく施設を開放するとか、そういうもの、最初どこが初動体制とるんだろうというのがよく話題になるんですけど、この間の台風の際の被害のときは町当局が全部の避難所、多分ですけど、多分そうかと思うんですが、皆町で開放してやったんですけど、この場合、指定管理者等の置かれた立場はどのようになるか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） まず、台風第19号、この際には町のほうで11避難所ですか、開設させていただきまして、そちらには初動としましては町の職員を派遣しまして、施設等の関係ですね。開錠とか行っております。その際には地元の役員、管理者の方とかも来ていただいて一緒になって避難所開設のほうを手伝っていただいたというところもございます。また、職員が町で開設しなかった部分の避難所につきましては、地区のほうの役員の方、いわゆる指定管理者のほうで自主避難という形で自主避難所としまして開設していただいているというところもございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決に入ります。

議案第118号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第118号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第118号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第119号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第119号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第119号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第120号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第120号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第120号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案第121号指定管理者の指定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第121号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第121号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を3時20分にします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第38 議案第122号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第38、議案第122号令和元年度松島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷です。

主要事業説明資料7番でお聞きしたいと思います。農地災害復旧費でございまして、この中でまず1つは、田んぼが36カ所、畑3カ所とありますが、ちなみにどのような工事内容になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 農地災害復旧につきましては、主に河川等から流出した砂利、土砂の撤去工事が主になります。また、ため池等からの流水によります田んぼのり崩れもありますので、そちらを含めましての箇所となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 工事箇所が合わせて39カ所となるわけですが、それぞれさまざまな工事内容かと思うんですが、1,320万円の予算でございまして、可能な金額なのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 工事箇所単独災害復旧事業につきましては、大体40万以下の工事が単独災害復旧の対象となります。それ以上の箇所につきましては補助災害に上げるということになっておりますけれども、大体1カ所当たりでいきますと40万円以下の額でおさまっているということですので、この額で可能ということですので、また1カ所ごとの工事費も出して、概算ですけれども出してありますので、こちらの額で可能な額ということで考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） もう一点ですけれども、箇所は大変多いので大体おおよそいつごろまで復旧になるのか教えたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 説明もさせていただきましたけれども、まず営農にできる限り影響がでないようにということで考えております。春とか5月ごろまでかかってしまいますとなかなか田んぼについては営農できなくなることもありますので、できなくならないように優先順位をつけながら頑張っていきたいと思っております。ただ、最終的に完了しますのは年越しをしまして、6月ごろまではかかるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 次に、同じようなものになるんですけれども、8ページの農業用施設災害復旧費の中でいろいろあるわけですが、ため池14カ所があります。これは10月の臨時議会では15カ所ですか、合わせて29カ所となるわけですけれども、このため池1つとっても物すごい金額が予想されるわけですけれども、このような水路、農道、排水機場、橋梁、これらを含めて補正前の額と合わせまして5,520万になりますか。これで十分やっていけるのかどうかお伺いしたい。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 農業施設災害復旧事業につきましても単独では1カ所40万円までの事業費となっておりますので、大体このぐらいでおさまるのかなと考えております。あと、こちらも同じように1カ所当たりの工事費概算で算出しまして、全体の工事費出しておりますので、これで終わるような形ということで考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

私は宅配夕食サービスの利用増についてお聞きします。

年度当初は56人でよかったでしたっけ。何名増なのかお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実人数というよりも月の食数で予想しておりまして、当初は月当たり600に満たない食数で今年度は開始していたんですが、新規のご利用の方もふえてい

ると、それから実際に使っている方々の1週間当たりの利用が伸びまして、月の当たりの予想が700を超える状況になっております。毎月毎月少しずつふえていく予想で出した数字がこういった歳出補正の額になっております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 実は事業者の方とお話する機会がありまして、かなり要望が随分ふえて、好評で要望が多くなっているんだという話を伺ったんです。どんどん応えてはいきたいんだけれども、なかなか難しいのかなという話も実際にさせていただいたんですけれども、どのぐらいまで可能なのかなという感じを持っていますか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） どのぐらい可能かと聞かれても私のほうでは答えられないので、現在実施されております事業者さんの可能な限りということになるかと思いますが、町としては必要な方にはそういったサービスが提供が必要ではないかと考えております。また、近々といいますか、ちょっと試験的に町内のほうでお惣菜を移動販売車で集会所みたいなどころに各地区にお持ちいただいてご購入いただくというような買い物支援というようなこともされていくというようなことを伺っておりますので、またそういうものがきちんと成り立つようであれば、宅配夕食だけではなく、そういったさらに自分で選んで総菜を買うとか、そういうことも町の皆さんは利用になれるのではないかと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） この宅配夕食サービスは高齢者の方の安否確認の1つであるし、その方との会話がすごく楽しみだという、移動販売もそうだったんですけれども、会話が楽しみだという方が結構多いという話をなされたので、ぜひ広がるようにこれはお願いできればと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 土木関係ですかね。華園団地幹線外避難道整備工事ということで、白萩避難所のところから松の杜団地のほうに向かって避難道路の整備をされるということで、新設220メートルほど道路が新設されると、こういうことなんですが、排水の関係ね。これはどういうふうな形になるのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらにつきましては、松の杜団地のほうから道路のほうが下り勾配になりまして、華園団地までおりのような形になります。排水につきましては、華園団地

の新設の区間の部分に今水田になっておりますけれども、水田と道路の間に排水用の暗渠を入れまして、割波幹線のほうに、割波排水路のほうにおりていくルートとなっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それから、歳入のほうですか。不動産の売り払い収入でございますけれども、345万9,000円と、こういうことで計上されているわけですが、これにつきましては、松島区外区有財産のほうにも関連をいたしまして、2筆ですね。2筆で幾らだ……、1,495万4,000円ですか。一般会計と特別会計合わせて1,841万3,000円ほどということになっておりますけれども、この辺の処分の理由ですね。どういった形で処分をすることになったのか。それから、評価の仕方はどういう形で行われたのか。それから、相手側の利用計画、利用目的、こういったものはどうだったのかということについて、まず3点お伺いしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、一般会計におけます不動産売り払い収入でございますが、町長の提案理由でございますけれども、3筆売り払いしております。そのうちの1筆が先ほど今野議員さんおっしゃった三十刈の区有地と合わせて三十刈の74番地を売った分がこの中に含まれているということでございます。

まず、1カ所目につきましては、幡谷の泉ヶ原、こちらにつきましては242平米ほど売り払いしております。こちらは太陽光発電用地ということで今開発というか、やっておりますけれども、その中に一部法定外公共物ございまして、そちらが売り払っております、そちらのところがまず1筆でございます。

あと、2つ目といたしまして、松島字碓田地内ということで、間坂からちょっと行った松島産業さんの手前のところの水路のところなんです、そこも法定外公共物ということで赤道の売り払いをしております、そちらが33.56平米ということになっております。

また、3つ目が先ほど区有地と同じく三十刈の74番地ということで、区有地と合わせて売り払いして一般会計分につきましては163平米ということで売り払いをしておるところでございます。

また、使用目的につきましては、一番最初が太陽光発電の事業所用地で一帯を利用したいということでございまして、また、2番目といたしましては、碓田地内におきましては個人事業主の方がその事業の敷地用地として利用したいということで売り払いをしているところで

ございます。また、3番目の三十刈につきましては、法人、店舗の従業員の駐車場用地として利用したいということで売り払いをしているところでございます。

評価につきましては、あくまで固定資産税の評価等がございましたので、そちらのところを参考に定めており、一番最初のところであればちょっと山の中でそういう事情も一体的な利用、あと中の道路についても山林同様ということで山林での評価ということで売り払っておりますし、あと2番目につきましても宅地に隣接しているということで、固定資産税の路線価とかを参考にして宅地で評価と、あと3番目におきましても一体的に区有地とかと一体的に利用するというところでちょっと宅地ではないですが、宅地見込みということで宅地同様に売り払いをしているところでございまして、税の固定資産税の単価とか、県とか国の基準単価をもとに売り払いの単価を決定しているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

私はまた松島区有財産と一緒に1カ所だけかなと思ったものですから、そんなに払い下げしていたんだなというふうに思っておりますが、評価の仕方ですね。現状町で評価しているものを持っているということで、それを参考にしてということなんだろうと思いますけれども、実際の実勢の価格との関係で見たときに町の評価との計算し直しといいますか、そういうことが行われているのかどうかですね。実際に鑑定評価すれば実勢価格で評価額が出てくるんだろうと思うんですよ。ですから、町の評価を参照するのではなくて、改めて鑑定評価することも必要だったのではないかと、小規模なものであれば確かに近傍価格でということもあるんだとは思いますが、三十刈のところなどは一定の面積を有しているのかなと思いますので、両側道路にも面しておりますし、両側じゃないね、3方ですかね。3方道路に面しているということで、そういう意味では非常に評価も高くならざるを得ない土地の形状ということになっていくのではないかなと思うんです。そういう点で改めて評価をする必要性はなかったのかどうか、その辺どうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今野議員さんの言われることはわかりますけれども、町としては隣にある店というか、ホテルさんに上にアパートがございまして、そちらの評価も参考にし、評価というのは実勢の不動産との、不動産ではコンマ7とか掛けますから、そちらとの比較もやっております。そうした場合に評価についてはそちらのアパートの部分のところから割り戻しとかしていますので、2年前ですか、固定資産税の評価がえのときもそのぐらい

の価格での評価というか、価格になっているということで、割り戻しで計算等もしていますので、改めて不動産とかに鑑定することも必要ではなかったのかなということでこのような形で隣との価格と差とかということも全て比較しておりますので、この価格で売却したということでございまして、またちょっとこういう話もすると申しわけないですが、不動産鑑定にも結構1点、2点ということである程度の金額もかかりますので、近傍との差とか、そういうのも確認しながら単価の決定をしているということで売却しているということになりますので、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、一応町の評価を割り戻して100%で計算したんだと、こういうことなんだろうと思うんですが、何かそれにしても坪単価でいわゆるくい打ちの分だけ計算すると5万5,000円ぐらいなんですよ。坪で、大体、そんなものなのかなと、もうちょっとするんじゃないのかなと思いがしたものですからね。ちょっと安過ぎないのかなという気がしてお聞きをしたところですよ。評価は正しく行われたということでよろしいのかどうか改めて確認しておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほどと同じ答弁になりますが、そういうやり方、近傍とかも価格の比較はしておりますので、町としては評価は正しくやったということで理解しておるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） その契約の方法なんですが、どういう形で行われるんでしょうか。例えばいろいろ方法はあると思うんですが、今お話を聞きますと、従業員の駐車場用地としてご使用になりますと、こういうことなんですが、そういった理由が短期間のうちに解除されるとか、そういう場合の制約条項とか、そういうものが入るのか、入っているのかどうか、どういった契約の内容についてはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず区有地の部分の三十刈のこれまでの経過をお話ししますと、まず平成31年2月5日から法人のほうから払い下げが可能であるかということで協議がございました。それを含めて区有地等の関係もございまして、平成31年2月13日に松島区長ほか区の役員2名にこういうことで使いたい。払い下げを希望しているという経過を説明しているところでございます。それで、平成31年2月20日に松島区の役員会においてこちらの土地

について払い下げをしていいですという了承を得たということで、町のほうに連絡が入っているところでございます。

あと、事務的な話になりますけれども、令和元年5月13日に境界立ち会い、先ほど今野議員さんが言われたように県道等もありますので、隣接する土地所有者、県、町の道路管理者、それに松島区の役員4名が立ち会っているところでございます。7月1日には境界確定して、全ての権利者より承諾を得ております。そこで改めて8月8日に法人より払い下げの申請書の提出があり、9月4日に売買契約、そして9月17日に所有権移転登記が完了しているところでございます。10月2日に登記完了に関する手続が終了しまして、11月19日に松島区役員4名へ土地の売り払い、所有権移転手続全てについて完了した旨を報告しておりますので、この区有地については区の役員さん等も踏まえて平成31年2月5日からそのような利用とか、売却の方向性とか、全てお話しておりますので、そちらの区の役員さんのほうとも了承を得て進めて売却したということの経緯になっているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 流れはわかりました。大事なことは、だからあそこの三十刈の一面の土地ですね。ちょうど中央赤道ですよ。それが町有地、一般会計分ですね。町有地として入っているわけですよ。ですから、町自身が売り払いをちゃんと決めないことにはあの土地の利用価値というのは非常に下がるわけですよ。町としてはだから契約する中身として先ほどお話ししましたけれども、例えば利用計画が駐車場だと、こういうことになっているわけでしょう。しかし、短期間のうちに駐車場として使われなかったというケースもあり得るわけですよ。そういった場合の契約条項はちゃんと入っているのかと、その辺はどうなんだということなんです。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず売り払い、土地の真ん中ぐらいに赤道が入っているということで、法定外公共物ということで、平成十四、五年ごろですかね。一括贈与ということで町に来ております。それで、流れになるんですが、道路がちょうどホテルさんと当該地の間に町道もあると、あと県道も整備されているということで、財産に関しては道路管理者等とも協議しているところでございます。

それで、今野議員さんご質問の契約書の中身なんですけれども、そこまで駐車場にならなかった場合ということの、ではなくて通常の土地の売買契約ということで進めておりますので、そこまでは契約約款のところに入っていない状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） 町の大切な財産をやっぱり処分するわけですよね。ですから、本来であれば処分するときは、これは払い下げの申請もあったということもあるんですが、町が積極的に処分するという場合は公募なりなんなりするわけでしょう。普通はね。だけれども、払い下げ申請が出て、売り払いをすると、こういうことになるわけなので、やはり町として持っている大切な財産の売り払いについては慎重でなければならないと私は思うんです。そういう意味で例えば今、お話ししたように、駐車場じゃなくてすぐに物が建ったとか、あるいは第三者に売られてしまったとか、しかも高額で売られたとかね。そういうケースも想定できるわけですよ。だから、そういうことをきちんと制約できる条項を持った契約書だったのかということなんです。そうでないとただ売りました、金入りました、こういう関係で終わってしまうわけでしょう。松島町は土地の売り払いで大変失敗しているんですよ。契約もう完了しましたと、町にお金が入る前に根抵当を設定してね。そこからお金を借りて町にお金を支払いましたみたいな。そんな話があったりするんですよ。ですから、私はそういう点で土地の売り払いというのは非常に気をつけてやらなくてはいけないと思うんですが、契約の中身ですね。そういう慎重さが必要なのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） ちょっと今、契約書の中身見ていたんですけども、今野議員さんおっしゃった部分で、先ほど私答弁したように、一般的な土地売買契約書ということになっていまして、先ほどの今野議員さんの意見も踏まえて今後そういう土地の売り払いといった場合に第三者への譲与とか、それ以外についても土地の売り払い契約のときには十分そういうことも含めて検討しながら契約の締結に向けて進めていきたいと思っておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） もう登記完了しているんでしょう。登記完了したということはもうお金も何も自由に貸し入れできるんですよ。これ蔵王町の方でしょう。多分ね。蔵王町で別な会社だと思うけれども、議会でうんと紛糾したやつありましたよね。まねしているとか何とか言いませんけれども、やっぱり土地の取引というのはそのぐらい慎重であるべきなんですよ。本来は。これ町長ね、すぐ転売された、あるいは目的外に利用されたといった場合にどういうふうになるんですか。町としてはどういうふうに考えるんですか。その辺。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 確かに今、議員がお話するとおり、蔵王の方が買っておりますけれども、目的がきちんとした目的で、こういう用途で使いたいということでのお伺いだったということでありましたので、町のほうで許可をして、今回の経緯に至っているということであります。ただ、議員が言われるように、売買するときの目的用途とそれから買ったらすぐに変更したということもなきにしもあらずだということでありますので、そこは私自身はちょっと今後気をつけていかななくてはと思いますけれども、今回の件についても事業者主のほうにこういう意見もあったということだけはきちっと伝えておきたいと思いますし、今後そういったことについて留意していきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） だから、先ほど課長ね、契約見直せるんですか。これ契約見直しみたいな話していますけれども、見直せるならやっぱりそういう条項入れるべきだし、でも登記終わっているものをどうしようもないでしょう。多分ね。私は性善説の人間なのでね、人は信頼するんです。だけれども、やっぱり悪意を持った人もいますよ。ですから、こういう契約の際には十分に気をつけると、今後気をつけると言われてもね、これがもしそうになっていったらどうするんだという話ですよ。先ほども言いました、蔵王町でそういう問題あったんですよ。この業者ではないですけども、議会で大騒ぎしたんですよ。ですから、非常に安易なのではないかなと思うんですがね。これでいいんですかね、本当に。いかがでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 土地の売買なんですけれども、今回所有権移転等までいったということなので、これはちょっと売買契約の契約の条項の中身の問題、契約するときの話の取り決めかなというふうに、この売買契約の取り決めのところにどこまで今言われたことを盛り込んでいくかというところがちょっと今回は欠けていたのかもしれないのかなと思っております。そういうことを踏まえて売買契約のときになおさら公共用地、第三者にいくという場合の契約の中身のところに特約条項なりか何かわかりませんが、そういうところにどのように盛り込めるのかと、例えば何年間はだめですよとか、例えば転売は10年ぐらいだめですよとか、そういうようないろんなこと想定されるのかなと思います。この辺はその取り扱いについて、ちょっと今回はあれですけども、今後やっぱり弁護士とかいろんな方に相談をしながら、特約条項のつくり方なんかも売買契約に、町が取得するときにははっきりするんですけども、逆に売るときにはちょっと今言われたように不明確なところがあるので、ちょっとそこは今後いろいろ検討しなければならないのかなと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） ここでこれ以上ほえてもしょうがないので、今後十分に気をつけてほしいということと、そういう事案が発生したときには、お話ししたような問題が発生したときには、これはやっぱり住民監査請求とか、もしかするとあり得る話になってきますよね。非常に気をつけてやってほしいというのが1つです。

それから、やっぱり町の財産の処分に関する、議会の議決を要する財産の処分の問題ね。これ地方自治法の改正がたしか大分前にあってなったのかなと思うんですが、結局土地の売り払い等については700万ですよ。超えるもの、しかも面積要件で5,000平米超えないと議会の議決はいらないと、こうなっちゃっているわけですよ。この処分のあり方自体、私は非常に問題大きいなと思っているんですよ。これ議会自身が認めて、それこそつくった条例なんだとは思いますが、やっぱり700万を超えてはいいんですが、5,000平米超えての取引というのは松島町ではなかなか考えられないと、そうするとほとんど土地の取引は町執行部の考え方1つで先行してしまうと、こうやって問題が予算の補正予算のときに指摘をされて、既に登記は完了してしまっていると、こういうことになってしまうわけですよ。そういう点では議会の議決要件も非常に狭まってしまっているなという思いでいっぱいなんです。ぜひ私は議会の中でもこういう議論をして、こういった条例の見直しも必要なのではないかと思っているんですが、当局から改めて要件がそれだから議決はいただきませんではなくて、要件はそうなっているけれどもやはりこういう問題については議決をいただくようにしますということでの今後の考え方にはならないのかどうかですね。私も議会の中で議員の皆さんと議論しながらこういった議決要件の見直しを図りたいとは思いますが、執行部として要件がこうだから補正予算で出せばいいということではなくて、比較的大きな土地取引等については執行部みずから議決に対応するということはできないのかどうかですね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今野議員さんの質問の地方自治法の関係だと思うんですが、地方自治法及びたしか地方自治法施行令施行規則等で市町村の金額、面積等が定まっているかと思えます。ただ、詳細に調べないと執行部としてこういうのであれば議会のほうに条例とか提案できるとかというのをちょっと詳細に調べて検討させていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

調べないと私もわからないと思うんですが、いずれにしても非常に議会の関知しないところで物事が進み過ぎるとするのは困るということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第122号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第122号令和元年度松島町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第123号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第39、議案第123号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第123号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第123号令和元年度松島町国民健康保険特

別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第124号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（阿部幸夫君） 日程第40、議案第124号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第124号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第124号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第125号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第41、議案第125号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第125号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第125号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第42については、先ほど議案の撤回を許可したので欠番とします。

日程第43 議案第127号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第2号)

○議長（阿部幸夫君） 日程第43、議案第127号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第127号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第127号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第44 議案第128号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第44、議案第128号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第128号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第128号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第45 議案第129号 令和元年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第45、議案第129号令和元年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第129号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第129号令和元年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第46 議案第130号 工事委託に関する協定の締結について【東北本線塩釜・松島間霞ヶ浦踏切安全対策工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第46、議案第130号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 3番緑山です。

この霞ヶ浦の踏切の拡幅工事なんですけれども、大分以前より拡幅の幅予定として4メートルという話がずっとあったんですけれども、なぜ2メートルに変更になったのか、その理由を教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず復興事業で踏切の拡幅を計画しておりましたのは、富山踏切、磯崎踏切、あと第2磯崎踏切という形と、あと霞ヶ浦踏切の4つであります。踏切の種類になりますけれども、踏切につきましては自動遮断器と警報機がついているものが第一種踏切、あと人で遮断するものと警報機がついているのが第二種踏切、あと警報機のみ踏切が第三種踏切、あと何もついていないもの、それが第四種踏切という区分けがありまして、霞ヶ浦踏切はほかの踏切と違いまして第三種踏切、警報機のみ踏切に該当するという形になっております。その踏切につきましては、国交省の運輸局とJRのほうでは今新たに新設はしない、あと第三種、第四種踏切につきましては、廃止の方向で計画していくということがありました。ですので、復興事業でほかの踏切拡幅させていただいておりましたけれども、拡幅はできないという形で回答がJRさんからあったものでございます。当初4メートルで計画しておりましたんですが、それはちょっと難しいという話あったときにももう少し狭くてもいいから拡幅してほしいという話だったんですけれども、そういったことから拡幅はちょっとできないんですということで回答がありまして、それでも何回か要望はしてきまして頑張っただけでまいりました。今1メートルしかないものですから、あれではちょっと安全上、通行上支障になるということで、改善をお願いしたいということで話をしてきましたら、JRさんのほうから安全対策ということで拡幅という言葉は使えないですということで広げますということを回答を得たものですから、今回2メートルでお願いしたという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） それでは何でずっと4メートル、4メートル、何年も何年も4メートル、4メートルと言っていたんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） やはり町の思いとしましては、ぎりぎりまで4メートルということで頑張っていきたいという思いから4メートルという話でお話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 地元の皆さんも4メートルに拡幅になるだろうなと楽しみに期待をしていたんですが、非常に残念であります。

それから、海を背にして踏切を渡って、向う側の山側の線路沿いに避難道路ができる予定になっているわけなんですけど、3月議会のときに現地調査をして、南側の山から下ってきた道路、途中までできているんですけど、これとの線路沿いの避難道路、3月議会の説明では12月まで完了予定という話だったんですけど、どれくらい進捗しているんですか。余り進んでいないように見えるんですけども、いつごろ完成の予定なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 線路渡って山側の道路につきましては、まず途中で終わってございましたのは切り土する部分がJRの架空線とかなり近くなるということで、JRさんよりそれではちょっと危ないので、架空線の移設をしたいということで話がありました。あと、同時に線路と道路の脇なんですけれども、木が何本か立っておりまして、その木も切らなくてはならないということでもあります。その架線の移設、木の撤去等はJRさんの受託工事としてお願いしておりましたので、やっと先週に木が全部切り終わったという形になっておりまして、工事がかけられる状態になっております。まず工事がかけられる状態はもう少し早くしたかったんですけども、同時に町発注工事のほうになりますけど、工事も8月に契約をしようと思っただけなんですけれども、入札不調に終わったという形になりまして、やっと10月30日に契約となったということで、今後工事に入っていきやすい形になります。それで工事をやっていきましたら、3月を目標に頑張っていきたいと思っておりますが、JRの近接工事まだ近接区間の工事ですので、JRさんとの調整も発生する可能性もありますことから、年度を越えるということも考えられます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） JRの架線等々の支障物があって工事がなかなか難しいだろうなというのはJRとの協議で事前にわからなかったんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらお願い、JRさんのほうにあそこのブロックの撤去とかもあって、ブロック積み擁壁があるものですから、その撤去等々で話はしていたんですけども、そちらは町で全部やってくださいということで話を受けている中での工事と考えておりましたので、最後に踏切の立ち会いとか、あと木の撤去をJRさんをお願いしたいという話をし

たときに架線がちょっと危ないんじゃないのかと、現地に来ていただいたときにあとわかったものですから、ちょっとおくれたものでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 着工はいつごろなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） すぐにでも着工したいと思っておりましたが、もう12月も末に近づいておりますので、正月明けの1月に着工したいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 1月着工、必ず始まるように期待しています。

それから、この踏切なんですけれども、この地区に下水道が整備されていないんですけれども、この工事と同様に下水道管を敷設するということは不可能なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 資料の図面のほうにもありますけれども、踏切施設につきましては、連接軌道ブロック、これは線路の下に入るコンクリートブロックです。あとその脇にあります舗装ブロックありますが、その部分の設置をしまして、実際踏切の下の部分を全部掘るとかという作業は行わないものでございます。工事も東北本線の列車が通らない時間というんですか、列車の間合いがかなり短いので、それだけでももうぎりぎりという形になりますので、そのブロック設置だけでも終わりという形で考えておりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） そうすると、あの地区には永遠に下水道整備をするということは不可能ということなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今ご質問の下水道の件でございます。

確かにあそこの部分からJRの部分もございまして、さまざまな要因がございまして、我々もかなり検討はさせていただきました。ただ、コストの部分がかかなり高いという部分もありまして、今の現段階で申し上げますと、あの地区本来は下水道区域でございますので、昔は合併浄化槽というのが全くだめだったということがございました。近年その辺を改善させていただきまして、そちらの合併浄化槽を設置することに対しての補助事業、そういったものもできるようにしているところでございます。一応こちらについては昨年、一昨年もあの地域の方々にチラシをお配りするとか、そういった形で周知の活動はさせていただいていると

ころでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員に申し上げます。余り下水道事業と無関係なので。

○3番（緑山市朗君） 一言だけ。地元の皆さんが切望していますので、よろしくお取り計らいをお願いします。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第130号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第130号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第47 議案第131号 工事委託に関する変更協定の締結について【仙石線高城町・手樽間第2磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第47、議案第131号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 埋設管についてなんですが、これは生でというんですかね。さや管方式で入れておいて、内側に細い管で通すという方式なんですか。そこだけちょっと1点確認させてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 埋設管につきましては、生で入れまして、その周りですね。実際橋撤去したとなっておりますけれども、橋の橋台部分は上だけ壊しまして撤去しましたので、橋台部分の壁は残っております。下はコンクリートの底盤打っておりますので、その間を普

通の土で埋め戻すのではなくて、モルタルっぽい改良した土で埋め戻しておりますので、その分は生の管でも大丈夫だという形になります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第131号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第131号工事委託に関する変更協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第48 議案第132号 工事委託に関する変更協定の締結について【磯崎第二
雨水ポンプ場の復興事業及び高城浜雨水ポンプ場の災害復
旧事業に係る建設工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第48、議案第132号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第132号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第132号工事委託に関する変更協定の締結については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、17日午前10時です。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後4時10分 散 会